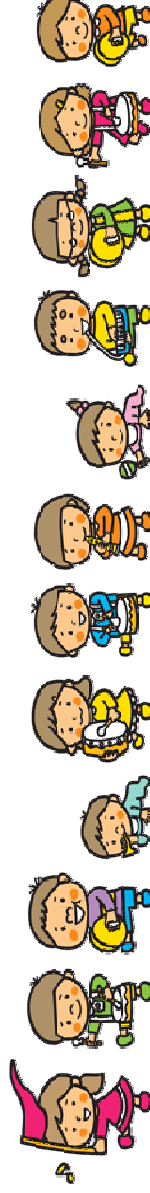


令和3(2021)年度 とちぎ子ども・子育て支援プラン (2期計画) 関連事業一覧



栃木県

施策の体系

| | |
|------------------------------------|--|
| I 子ども・子育て支援に取り組む気運の醸成 | |
| 1 | 社会全体の気運の醸成 |
| | (1) 少子化問題や子育て支援等に関する意識の啓発 |
| | (2) とちぎの子ども育成憲章の普及啓発 |
| | (3) 子どもの人権の尊重の推進 |
| | (4) 「とちぎ未来クラブ」を活用した結婚・子育て支援 |
| II 結婚の希望をかなえるための取組 | |
| 1 | 地域全体で結婚を応援する気運の醸成 |
| | (1) 結婚を支援する環境づくりの推進 |
| | (2) 結婚について知り・考える機会の提供 |
| | (3) 結婚を前向きにとらえる気運の醸成 |
| 2 | 出会いを応援する施策の充実 |
| | (1) 出会いの機会の充実 |
| | (2) 出会いを応援する体制の充実 |
| 3 | 若者の就労支援等 |
| | (1) 若年者の安定就労の支援 |
| | (2) 困難を有する子ども・若者、ひきこもり対策の実施 |
| III 母子保健医療体制の充実 | |
| 1 | 妊産婦・乳幼児への保健医療対策の充実 |
| | (1) 妊産婦の健康保持 |
| | (2) 乳幼児の健やかな成長・発達への支援 |
| | (3) 妊娠期からの児童虐待防止の促進 |
| 2 | 学童期・思春期からの保健対策の推進 |
| | (1) 子どもの心の健康を維持するための体制整備 |
| | (2) 思春期の健康づくりと相談体制の充実 |
| 3 | 健やかな成長・発達のための関係機関との連携強化 |
| | (1) 子どもの成長・発達を支援する従事者の資質の向上 |
| | (2) 関係機関との連携強化 |
| IV 地域における子ども・子育ての支援 | |
| 1 | 教育・保育等の提供計画等の策定 |
| | (1) 教育・保育の提供に係る区域の設定 |
| | (2) 幼児期の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期 |
| | (3) 教育・保育施設の適切な運営の確保 |
| 2 | 教育・保育従事者の確保と教育・保育の質の向上 |
| | (1) 教育・保育従事者の確保 |
| | (2) 教育・保育の質の向上 |
| 3 | 教育・保育の更なる充実を図るための多様なサービス等の支援 |
| | (1) 地域子ども・子育て支援事業の推進 |
| | (2) 教育・保育サービス等の確保・充実 |
| | (3) 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援体制等の充実 |
| | (4) 教育・保育情報の公表 |
| V 子どもの心身の健やかな成長を支える教育環境等の整備 | |
| 1 | 次代の親の育成 |
| | (1) 子育てに関する理解の促進 |
| 2 | 学校等における教育環境の整備 |
| | (1) 学校や家庭、地域における「心の教育」の充実 |
| | (2) 児童・生徒指導、教育相談体制の充実 |
| | (3) 個性を伸ばし、多様な能力を育む学校教育の推進 |
| 3 | 家庭や地域の教育力の向上 |
| | (1) 子育てや家庭教育に関する学習機会の充実 |
| | (2) 地域における指導者の養成 |
| | (3) 地域の教育力の向上 |

| |
|---------------------------------|
| 4 児童の健全な育成 |
| (1) 安全な遊び場や居場所の確保・充実 |
| (2) 地域での体験活動の充実 |
| (3) 子どもの健康づくりや健やかな成長・発達に関する普及啓発 |
| (4) 食育の推進 |
| (5) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進 |

| |
|----------------------------|
| VI安全・安心な生活環境の整備 |
| 1 子どもの安全対策の推進 |
| (1) 総合的な交通安全対策の推進 |
| (2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 |
| (3) 地震等の災害時における避難等対策の実施 |
| 2 子育て等を支援する生活環境の整備 |
| (1) 子育てに配慮したゆとりある住宅の整備 |
| (2) 良好な住宅市街地等の整備 |
| (3) 子育てにやさしいまちづくりの推進 |
| (4) 安全安心なまちづくりの推進 |

| |
|-----------------------------|
| VII仕事と家庭との両立の支援 |
| 1 働き方の見直し |
| (1) 労働時間短縮の促進 |
| (2) 仕事と生活の両立に関する意識啓発の推進 |
| (3) 家庭の日 |
| 2 仕事と子育ての両立のための環境整備 |
| (1) 子育てしやすい職場環境等の整備促進 |
| (2) 女性の再就職への支援 |
| (3) 多様な働き方に対応した教育・保育サービスの充実 |

| |
|-----------------------------------|
| VIII困難を有する子どもや家庭等への支援 |
| VIII-1 援護を必要とする子ども等への支援 |
| 1 児童虐待防止対策の充実 |
| (1) 児童相談所の体制強化 |
| (2) 市町や関係機関との役割分担及び連携の推進 |
| (3) 児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証 |
| 2 社会的養育体制の充実 |
| (1) 子どもの権利擁護の推進 |
| (2) 市町の子ども家庭支援体制の強化 |
| (3) 里親等への委託の推進 |
| (4) 乳児院・児童養護施設の小規模化・多機能化等の促進 |
| (5) 社会的養護自立支援の推進 |
| (6) 児童相談所の強化 |
| 3 障害児施策の充実 |
| (1) 在宅障害児に対する支援 |
| (2) 学校における障害のある児童等に対する教育的支援 |
| VIII-2 子育て家庭等の生活の安定と自立への支援 |
| 1 ひとり親家庭等の自立支援の推進 |
| (1) 相談機能の充実 |
| (2) 子育て・生活支援の充実 |
| (3) 就業支援対策の充実 |
| (4) 養育費確保に向けた支援 |
| (5) 経済的支援の充実 |
| 2 子どもの貧困対策の推進 |
| (1) 教育の支援 |
| (2) 生活の安定に資するための支援 |
| (3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援 |
| (4) 経済的支援 |
| (5) 関係機関等の連携強化 |

| No. | 施策の基本的方向 | 施策の展開 | | 事業名 | R2予算額 (千円) | R3予算額 (千円) | 事業内容 | 所管課 |
|-----|----------------------|--------------------|----------------------------|------------------------------------|---------------|---------------|--|----------------|
| | | 取組の方向 | 主な取組 | | | | | |
| 1 | I 子ども・子育て支援に取組む気運の醸成 | ①社会全体の気運の醸成 | (1)少子化問題や子育て支援等に関する意識の啓発 | イクメン応援講座 (女性活躍応援事業費) | 1,550 | 1,525 | イクメンの養成を図るための講座等の開催により、男性の子育て参加の機運醸成を行う。 | 人権・青少年男女参画課 |
| 2 | I 子ども・子育て支援に取組む気運の醸成 | ①社会全体の気運の醸成 | (1)少子化問題や子育て支援等に関する意識の啓発 | 男女共同参画地域推進員スキルアップ講座 (女性活躍応援事業費) | 331 | 201 | 男女共同参画地域推進員や地域で男女共同参画を推進することに意欲のある者を対象に、活動に必要な知識や技法を習得し、地域のリーダーとして活躍できる人材を育成する。 | 人権・青少年男女参画課 |
| 3 | I 子ども・子育て支援に取組む気運の醸成 | ①社会全体の気運の醸成 | (1)少子化問題や子育て支援等に関する意識の啓発 | 「男の生活工房(料理教室)」(男女共同参画推進事業費)(財団) | 203 | 195 | 固定的性別役割分担意識を払拭し、料理を通じて生活充実意識の向上を図るための講座を開催する。 | 人権・青少年男女参画課 |
| 4 | I 子ども・子育て支援に取組む気運の醸成 | ①社会全体の気運の醸成 | (1)少子化問題や子育て支援等に関する意識の啓発 | 子育て環境づくり推進費 | ゼロ予算 | ゼロ予算 | 子育てに関する父親の役割等を示した「父子手帳」を県ホームページに掲載し、子育てへの父親の主体的な関与を促進する。 | こども政策課 |
| 5 | I 子ども・子育て支援に取組む気運の醸成 | ①社会全体の気運の醸成 | (1)少子化問題や子育て支援等に関する意識の啓発 | 県政出前講座 | ゼロ予算 | ゼロ予算 | 少子化の現状やその背景、本県の様々な子育て支援の取組について、「どちぎ子ども子育て支援プラン」に基づいて説明する。 | こども政策課 |
| 6 | I 子ども・子育て支援に取組む気運の醸成 | ①社会全体の気運の醸成 | (2)どちぎの子どもの育成憲章の普及啓発 | どちぎの子どもの育成憲章普及啓発事業 | 963 | 572 | 子育てのための大人の基本理念や行動指針を示した「どちぎの子どもの育成憲章」について、市町、関係機関・団体等と連携し、広く県民に周知するとともに、取組を実施する企業等への実践宣言書の交付や実践事例の紹介を通じ、憲章の理念等に沿った具体的な取組を促す。 | 人権・青少年男女参画課 |
| 7 | I 子ども・子育て支援に取組む気運の醸成 | ①社会全体の気運の醸成 | (3)子どもの人権の尊重の推進 | 人権教育推進費 | 154 | 139 | 人権尊重の精神の涵養を目指す人権教育を全県的に推進する。 | 教育委員会 義務教育課 |
| 8 | I 子ども・子育て支援に取組む気運の醸成 | ①社会全体の気運の醸成 | (3)子どもの人権の尊重の推進 | 人権教育推進費 | 426 | 345 | 人権尊重の精神の涵養を目指す人権教育を全県的に推進する。 | 教育委員会 高校教育課 |
| 9 | I 子ども・子育て支援に取組む気運の醸成 | ①社会全体の気運の醸成 | (3)子どもの人権の尊重の推進 | 人権に関する文集「あすへのひびる」 | 625 | 878 | 人権に関する作文・イラストを募集し、作品づくりをおおして人権意識を高めるとともに、入賞作品(作文は一部)を掲載した文集を広く人権意識の高揚を図るための学習・啓発資料として、各学校・市町教育委員会等に配布する。 | 教育委員会 総務課 |
| 10 | I 子ども・子育て支援に取組む気運の醸成 | ①社会全体の気運の醸成 | (4)「どちぎ未来クラブ」を活用した結婚・子育て支援 | どちぎ未来クラブ事業費 (情報発信事業費) | 628 | 628 | 出会いサポート事業(結婚支援事業、子育て家族応援事業等)の周知を行う。 | こども政策課 |
| 11 | I 子ども・子育て支援に取組む気運の醸成 | ①社会全体の気運の醸成 | (4)「どちぎ未来クラブ」を活用した結婚・子育て支援 | どちぎ未来クラブ事業費 (どちぎ結婚応援カード事業費) | 2,010 | 2,010 | 新婚夫婦や結婚を予定しているカップルを対象に特典サービスが受けられる「どちぎ結婚応援カード(どちぎマリ)」を企業と協力して交付し、新婚世帯等を応援する(経済的負担軽減に繋げる)とともに、社会全体で結婚に対する気運を醸成する。 | こども政策課 |
| 12 | II 結婚の希望をかなえるための取組 | ①地域全体で結婚を応援する気運の醸成 | (1)結婚を支援する環境づくりの推進 | 結婚新生活支援事業 | 10,983 | 36,000 | 市町が実施する結婚新生活支援事業(新規に婚姻した世帯に対する住宅取得、住宅賃借、引越に対する助成)に要する経費を補助する。 | こども政策課 |
| 13 | II 結婚の希望をかなえるための取組 | ①地域全体で結婚を応援する気運の醸成 | (1)結婚を支援する環境づくりの推進 | どちぎ未来クラブ事業費 (どちぎ結婚応援カード事業費) | 再掲 (No.11) | 再掲 (No.11) | 新婚夫婦や結婚を予定しているカップルを対象に特典サービスが受けられる「どちぎ結婚応援カード(どちぎマリ)」を企業と協力して交付し、新婚世帯等を応援する(経済的負担軽減に繋げる)とともに、社会全体で結婚に対する気運を醸成する。 | こども政策課 |
| 14 | II 結婚の希望をかなえるための取組 | ①地域全体で結婚を応援する気運の醸成 | (1)結婚を支援する環境づくりの推進 | どちぎ未来クラブ事業費 (結婚サポート事業費) | 3,897 | 3,285 | 地域結婚サポートセンターによる広域的な連携による縁結び事業の実施や、地域及び企業内サポートセンターによる出会いイベント等の開催、サポートセンターを対象とした研修を実施する。 | こども政策課 |

| No. | 施策の基本的方向 | 施策の展開 | | 事業名 | R2予算額 (千円) | R3予算額 (千円) | 事業内容 | 所管課 |
|-----|--------------------|--------------------|---------------------|----------------------------------|---------------|---------------|--|----------------|
| | | 取組の方向 | 主な取組 | | | | | |
| 15 | II 結婚の希望をかなえるための取組 | ①地域全体で結婚を応援する気運の醸成 | (1)結婚を支援する環境づくりの推進 | とちぎ未来クラブ事業費 (出会いの場創出事業費) | 726 | 242 | 交際に向けたスキルアップセミナー等の実施による婚活による婚活に必要なスキルを身に付ける機会を提供する。 | こども政策課 |
| 16 | II 結婚の希望をかなえるための取組 | ①地域全体で結婚を応援する気運の醸成 | (1)結婚を支援する環境づくりの推進 | とちぎ未来クラブ事業費 (とちぎ子育て家族応援事業費) | 593 | 593 | 子育て世帯を応援する「とちぎ笑顔つぎつきカード」事業を実施する。 | こども政策課 |
| 17 | II 結婚の希望をかなえるための取組 | ①地域全体で結婚を応援する気運の醸成 | (2)結婚について知り考える機会の提供 | とちぎの高校生「じぶん未来学」事業 | 2,031 | 2,214 | 高校生が、親・家族・家庭などの意義や役割、地域の人間関係など地域社会について主体的に学ぶための学習プログラム『とちぎの高校生「じぶん未来学」』を実施する。 | 教育委員会 生涯学習課 |
| 18 | II 結婚の希望をかなえるための取組 | ①地域全体で結婚を応援する気運の醸成 | (2)結婚について知り考える機会の提供 | 県政出前講座 | 再掲 (No.5) | 再掲 (No.5) | 「とちぎ結婚支援センター」をはじめとした、若い世代が結婚を望む時期にその希望を実現することができる環境づくりの取組について説明する。 | こども政策課 |
| 19 | II 結婚の希望をかなえるための取組 | ①地域全体で結婚を応援する気運の醸成 | (3)結婚を前向きにとらえる気運の醸成 | とちぎ未来クラブ事業費 (ベリーマッチングPR強化事業費) | 14,460 | 8,228 | デジタルマーケティングを活用し、結婚を前向きに捉え、結婚に向けた行動変容を促す動画等を配信するなどして、結婚に対する気運を醸成する。 | こども政策課 |
| 20 | II 結婚の希望をかなえるための取組 | ①地域全体で結婚を応援する気運の醸成 | (3)結婚を前向きにとらえる気運の醸成 | とちぎ未来クラブ事業費 (ライブララン教育実施事業費) | 1,343 | 872 | 結婚応援企業の若手社員等、高校生、大学生向けに結婚に係るライブプランセミナーを実施し、結婚に対する気運を醸成する。 | こども政策課 |
| 21 | II 結婚の希望をかなえるための取組 | ①地域全体で結婚を応援する気運の醸成 | (3)結婚を前向きにとらえる気運の醸成 | まちキューンご当地婚姻届 | ゼロ予算 | ゼロ予算 | とちぎの特産物(いちご)等でデザインした本県独自の婚姻届をダウンロードサービスにより使用してもらうことにより、結婚に対する気運を醸成する。 | こども政策課 |
| 22 | II 結婚の希望をかなえるための取組 | ②出会いを応援する施策の充実 | (1)出会いの機会の充実 | とちぎ未来クラブ事業費 (結婚サポート事業費) | 再掲 (No.14) | 再掲 (No.14) | 地域結婚サポートターの広域的な連携による縁結び事業の実施や、地域及び企業内サポートターによる出会いイベント等の開催、サポートターを対象とした研修を実施する。 | こども政策課 |
| 23 | II 結婚の希望をかなえるための取組 | ②出会いを応援する施策の充実 | (1)出会いの機会の充実 | とちぎ未来クラブ事業費 (情報発信事業費) | 再掲 (No.10) | 再掲 (No.10) | 出会いサポート事業(結婚支援事業)、子育て家族応援事業等の周知を行う。 | こども政策課 |
| 24 | II 結婚の希望をかなえるための取組 | ②出会いを応援する施策の充実 | (1)出会いの機会の充実 | とちぎ未来クラブ事業費 (とちぎ結婚サポート事業費) | 27,856 | 27,829 | とちぎ未来クラブで実施している出会いの場創出や縁結びサポートターによる支援に、マッチングシステムによる結婚相手探しの支援を加えた総合的な結婚支援体制「とちぎ結婚支援センター」を運営する。 | こども政策課 |
| 25 | II 結婚の希望をかなえるための取組 | ②出会いを応援する施策の充実 | (1)出会いの機会の充実 | とちぎ未来クラブ事業費 (出会いの場創出事業費) | 再掲 (No.15) | 再掲 (No.15) | 交際に向けたスキルアップセミナー等の実施による婚活に必要なスキルを身に付ける機会を提供する。 | こども政策課 |
| 26 | II 結婚の希望をかなえるための取組 | ②出会いを応援する施策の充実 | (1)出会いの機会の充実 | とちぎ未来クラブ事業費 (サテライト設置促進費) | 6,287 | - | 市町の結婚支援センターサテライトの設置促進を支援し、会員の利便性向上及び市町の主体的な結婚支援への取組促進を図る。 | こども政策課 |
| 27 | II 結婚の希望をかなえるための取組 | ②出会いを応援する施策の充実 | (1)出会いの機会の充実 | とちぎ未来クラブ事業費 (マッチングシステム改修費) | - | 1,694 | とちぎ結婚支援センターにおける新型コロナウイルス感染症感染拡大に対応したマッチングシステム改修を実施し、継続したサービスを提供する体制を構築する。 | こども政策課 |
| 28 | II 結婚の希望をかなえるための取組 | ③若者の就労支援等 | (1)若年者の安定就労の支援 | とちぎジョブモール事業費 | 30,311 | 28,210 | 若者を始め中高年齢者の求職者を対象に、就職に向けた様々な相談からキャリアアップセンター、各種セミナーなどの実施、さらに職場定着までをワンストップで支援する総合的な就労支援施設「とちぎジョブモール」を運営する。 | 労働政策課 |

| No. | 施策の基本的方向 | 施策の展開 | | 事業名 | R2予算額 (千円) | R3予算額 (千円) | 事業内容 | 所管課 |
|-----|--------------------|---------------------|----------------------------|-------------------------|---------------|---------------|---|----------------|
| | | 取組の方向 | 主な取組 | | | | | |
| 29 | II 結婚の希望をかなえるための取組 | ③若者の就労支援等 | (1)若年者の安定就労の支援 | 職業能力開発校運営事業 | 39,032 | 29,230 | 県立産業技術専門校の新規卒業者を対象とした職業訓練を行う。 | 労働政策課 |
| 30 | II 結婚の希望をかなえるための取組 | ③若者の就労支援等 | (1)若年者の安定就労の支援 | インターンシップ推進事業 | 1,817 | 1,809 | 高校生が一定期間産業現場等で就労体験し、産業界等の知識や技能に触れさせること等により、自己の適性や将来設計について考える機会とし、職業意識や勤労観を育成する。 | 教育委員会 高校教育課 |
| 31 | II 結婚の希望をかなえるための取組 | ③若者の就労支援等 | (2)困難を有する子ども、若者、ひきこもり対策の実施 | 子ども若者・ひきこもり対策推進事業 | 30,373 | 31,724 | ひきこもり、ニート、不登校等の社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども、若者等の総合的な相談窓口である「栃木県子ども若者・ひきこもり総合相談センター（ポラリス☆ちちぎ）」や、関係機関と連携して支援を行うための「栃木県子ども・若者支援地域協議会」の運営等を行う。 | 障害福祉課 |
| 32 | III 母子保健医療体制の充実 | ①妊産婦・乳幼児への保健医療対策の充実 | (1)妊産婦の健康保持 | 女性の喫煙対策事業費 | 248 | 0 | 妊娠中の喫煙や受動喫煙が妊婦や胎児に及ぼす影響について啓発するため、リーフレットを作成し、市町の母子手帳交付時等に妊婦やその家族に向け配付する。 | 健康増進課 |
| 33 | III 母子保健医療体制の充実 | ①妊産婦・乳幼児への保健医療対策の充実 | (1)妊産婦の健康保持 | すこやか妊婦サポート事業 | 317 | 326 | 大学生等の20歳前後の若者を対象に、ライフプラン実現のために必要な妊娠・出産に関する正しい知識や性に関する様々な問題等について普及啓発する。 | こども政策課 |
| 34 | III 母子保健医療体制の充実 | ①妊産婦・乳幼児への保健医療対策の充実 | (1)妊産婦の健康保持 | 不妊に悩む方への特定治療支援事業 | 216,918 | 485,867 | 不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図るため、保険適用外であり、特に治療費が高額な体外受精及び顕微授精に係る経費の一部を助成する。 | こども政策課 |
| 35 | III 母子保健医療体制の充実 | ①妊産婦・乳幼児への保健医療対策の充実 | (1)妊産婦の健康保持 | 不妊専門相談センター管理運営事業 | 4,328 | 4,340 | 不妊症や不育症、男性不妊に悩む者に対する専門的相談や医療に係る情報提供を行う。 | こども政策課 |
| 36 | III 母子保健医療体制の充実 | ①妊産婦・乳幼児への保健医療対策の充実 | (1)妊産婦の健康保持 | 不妊対策啓発事業 | ゼロ予算 | ゼロ予算 | 一般県民や企業・事業所に対し、妊娠・出産に関する正しい知識や不妊治療の現状等について周知し、治療しやすい環境づくりを行う。 | こども政策課 |
| 37 | III 母子保健医療体制の充実 | ①妊産婦・乳幼児への保健医療対策の充実 | (1)妊産婦の健康保持 | 妊婦健康診査の受診勧奨 | ゼロ予算 | ゼロ予算 | ホームページ等を活用し、妊婦健康診査の受診の必要性について、妊婦及び一般県民に周知する。 | こども政策課 |
| 38 | III 母子保健医療体制の充実 | ①妊産婦・乳幼児への保健医療対策の充実 | (1)妊産婦の健康保持 | 妊産婦医療費助成事業 | 224,018 | 210,930 | 妊産婦の疾病の早期発見と早期治療を促進し、健康の増進と福祉的な支援を行う。 | こども政策課 |
| 39 | III 母子保健医療体制の充実 | ①妊産婦・乳幼児への保健医療対策の充実 | (1)妊産婦の健康保持 | ようこそ赤ちゃん！支え愛（あい）事業 | 23,659 | 21,737 | 市町の母子保健事業と連携した子育て応援メッセージと出産記念品（県購入トートバッグ）への企業協賛品の詰め合わせの贈呈や、市町母子保健担当者研修会等を開催する。 | こども政策課 |
| 40 | III 母子保健医療体制の充実 | ①妊産婦・乳幼児への保健医療対策の充実 | (2)乳幼児の健やかな成長・発達への支援 | 小児救急医療対策事業 | 155,399 | 149,814 | 小児救急拠点病院等の運営費及び施設・設備整備費の助成、小児休日夜間急患センター等の運営費の助成、小児科診療医師研修事業、小児救急電話相談事業等を行う。 | 医療政策課 |
| 41 | III 母子保健医療体制の充実 | ①妊産婦・乳幼児への保健医療対策の充実 | (2)乳幼児の健やかな成長・発達への支援 | 歯科保健推進事業（ちちぎ歯の健康センター事業） | 18,194 | 18,194 | ちちぎ歯の健康センター診療所において障害者歯科医療を提供する。 | 健康増進課 |
| 42 | III 母子保健医療体制の充実 | ①妊産婦・乳幼児への保健医療対策の充実 | (2)乳幼児の健やかな成長・発達への支援 | 永久歯対策事業 | 1,450 | 1,450 | 6歳児とその保護者などを対象に歯科保健指導を実施する。 | 健康増進課 |

| No. | 施策の基本的方向 | 施策の展開 | | 事業名 | R2予算額 (千円) | R3予算額 (千円) | 事業内容 | 所管課 |
|-----|---------------|---------------------|----------------------|------------------------|---------------|---------------|---|------------------|
| | | 取組の方向 | 主な取組 | | | | | |
| 43 | Ⅲ 母子保健医療体制の充実 | ①妊産婦・乳幼児への保健医療対策の充実 | (2)乳幼児の健やかな成長・発達への支援 | 地域の食と健康づくり推進事業 | 1,600 | 1,149 | 保育所や幼稚園関係者、養護教諭や栄養士、地域の関係機関の連携強化を図り、子ども普及啓発を行い、家庭の食育推進と地域の関係機関の連携強化を図り、子どもの頃の食と健康づくり推進会議開催 ①地域の食と健康づくり推進会議開催 ②地域の食と健康づくり事業の推進 | 健康増進課 |
| 44 | Ⅲ 母子保健医療体制の充実 | ①妊産婦・乳幼児への保健医療対策の充実 | (2)乳幼児の健やかな成長・発達への支援 | 小児慢性特定疾病医療費 | 417,901 | 410,975 | 小児慢性特定疾病医療支援に係る医療費の一部を助成し、小児児童等家庭の医療費の負担軽減を図る。 | 健康増進課 |
| 45 | Ⅲ 母子保健医療体制の充実 | ①妊産婦・乳幼児への保健医療対策の充実 | (2)乳幼児の健やかな成長・発達への支援 | 日常生活用具給付事業 | 837 | 826 | バルスオキシーター等の日常生活用具を給付することにより、小児慢性特定疾病児童の日常生活の支援を図る。 | 健康増進課 |
| 46 | Ⅲ 母子保健医療体制の充実 | ①妊産婦・乳幼児への保健医療対策の充実 | (2)乳幼児の健やかな成長・発達への支援 | 慢性疾病児童地域支援対策協議会事業 | 276 | 207 | 慢性疾病児童及びその家族の現状と課題を関係機関と共に検討し、支援施策の充実を図るため、協議会を開催する。 | 健康増進課 |
| 47 | Ⅲ 母子保健医療体制の充実 | ①妊産婦・乳幼児への保健医療対策の充実 | (2)乳幼児の健やかな成長・発達への支援 | 小児慢性特定疾病等自立支援事業 | 8,478 | 5,866 | 小児慢性特定疾病等に係る患者の自立を支援するため、次の事業を実施する。 ①必須事業 療育相談事業、巡回相談事業、ピアカウンセリング事業 ②任意事業 一時入院支援事業、介護者支援事業、児童自立訓練事業 | 健康増進課 |
| 48 | Ⅲ 母子保健医療体制の充実 | ①妊産婦・乳幼児への保健医療対策の充実 | (2)乳幼児の健やかな成長・発達への支援 | 発達障害者支援事業費 | 12,637 | 26,397 | 自閉症をはじめとする発達障害に関する相談、就労に関する支援、普及・啓発及び研修等を実施する。 | 障害福祉課 |
| 49 | Ⅲ 母子保健医療体制の充実 | ①妊産婦・乳幼児への保健医療対策の充実 | (2)乳幼児の健やかな成長・発達への支援 | 特別支援学校センター的機能充実事業 | 112 | 1,232 | 特別支援学校が、障害のある幼児とその保護者、幼稚園・小学校・中学校・高等学校等に対する専門的な支援を行う。 | 教育委員会 特別支援教育室 |
| 50 | Ⅲ 母子保健医療体制の充実 | ①妊産婦・乳幼児への保健医療対策の充実 | (2)乳幼児の健やかな成長・発達への支援 | 乳幼児突然死症候群(SIDS)等に関する啓発 | ゼロ予算 | ゼロ予算 | 「乳幼児突然死症候群」乳幼児揺さぶられ症候群を防止するため、ホームページ、ポスター等により、関係機関を通じて周知啓発を行う。 | こども政策課 |
| 51 | Ⅲ 母子保健医療体制の充実 | ①妊産婦・乳幼児への保健医療対策の充実 | (2)乳幼児の健やかな成長・発達への支援 | 総合養育支援事業 | 731 | 708 | 特定妊婦やハイリスク児の養育支援体制の整備を図るため、総合周産期母子医療センター、地域周産期医療機関、市町との連携や調整、従事者の資質向上を目的とした専門研修を行う。 | こども政策課 |
| 52 | Ⅲ 母子保健医療体制の充実 | ①妊産婦・乳幼児への保健医療対策の充実 | (2)乳幼児の健やかな成長・発達への支援 | 新生児聴覚検査体制強化事業 | 612 | 620 | 聴覚障害の早期発見・早期治療及び療育を図るため、新生児聴覚検査に係る協議会の開催、普及啓発、研修会実施等により、推進体制を整備する | こども政策課 |
| 53 | Ⅲ 母子保健医療体制の充実 | ①妊産婦・乳幼児への保健医療対策の充実 | (2)乳幼児の健やかな成長・発達への支援 | こども医療費助成事業 | 2,314,868 | 2,281,627 | 小学6年生までのこどもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、健康の増進と福祉的な支援を行う。 | こども政策課 |
| 54 | Ⅲ 母子保健医療体制の充実 | ①妊産婦・乳幼児への保健医療対策の充実 | (2)乳幼児の健やかな成長・発達への支援 | 母子保健医療費 | 24,417 | 24,940 | 入院療育が必要な未熟児や入院治療を要する結核に罹患した児童に対し医療の給付を行う。 | こども政策課 |
| 55 | Ⅲ 母子保健医療体制の充実 | ①妊産婦・乳幼児への保健医療対策の充実 | (2)乳幼児の健やかな成長・発達への支援 | 自立支援医療(育成) | 12,376 | 11,391 | 障害を有し、又は現存する疾患を放置すると将来障害を残すと認められる児童に対し、医療費の支給を行う。 | こども政策課 |
| 56 | Ⅲ 母子保健医療体制の充実 | ①妊産婦・乳幼児への保健医療対策の充実 | (2)乳幼児の健やかな成長・発達への支援 | 母子保健診査・検査費 | 53,460 | 50,661 | 先天性代謝異常症、先天性甲状腺機能低下症等を早期発見し、障害の発見を防止するとともに、小学校1年生を対象に実施する心臓検診への助成を行う。 | こども政策課 |

| No. | 施策の基本的方向 | 施策の展開 | | 事業名 | R2予算額 (千円) | R3予算額 (千円) | 事業内容 | 所管課 |
|-----|---------------|--------------------------|----------------------------|-----------------|---------------|---------------|--|--------|
| | | 取組の方向 | 主な取組 | | | | | |
| 57 | Ⅲ 母子保健医療体制の充実 | ①妊産婦・乳幼児への保健医療対策の充実 | (2)乳幼児の健やかな成長・発達への支援 | 乳幼児の健康に関する周知啓発 | ゼロ予算 | ゼロ予算 | 母子保健の各種事業を実施する際に、乳幼児の健康づくりに関する情報を提供する。 | こども政策課 |
| 58 | Ⅲ 母子保健医療体制の充実 | ①妊産婦・乳幼児への保健医療対策の充実 | (2)乳幼児の健やかな成長・発達への支援 | 乳幼児健全育成事業 | 5,064 | 4,776 | 発達に問題のある児童を対象とした、二次健診、関係者によるネットワーク会議、家族支援のための集団教育等を実施する。 | こども政策課 |
| 59 | Ⅲ 母子保健医療体制の充実 | ①妊産婦・乳幼児への保健医療対策の充実 | (2)乳幼児の健やかな成長・発達への支援 | 「とちぎの母子保健」資料提供 | ゼロ予算 | ゼロ予算 | 市町が実施している母子保健事業全般について、統計的にまとめて事業評価を行っている「とちぎの母子保健」(冊子)を作成する。 | こども政策課 |
| 60 | Ⅲ 母子保健医療体制の充実 | ②学童期・思春期からの保健対策の推進 | (1)子どもの心の健康を維持するための体制整備 | 子ども心の相談支援体制強化事業 | 2,215 | 2,232 | ・思春期の子どもやその保護者に対して、思春期の心身の発達とその対応方法についての正しい知識の提供と普及を図る。 ・子どもの心の問題に関する関係機関等の連携会議や医師・教育関係者等に対する研修会を開催する。 | こども政策課 |
| 61 | Ⅲ 母子保健医療体制の充実 | ②学童期・思春期からの保健対策の推進 | (2)思春期の健康づくりと相談体制の充実 | 地域の食と健康づくり推進事業 | 再掲 (No.43) | 再掲 (No.43) | 保育所や幼稚園関係者、養護教諭や栄養教諭、地域食育関係者等と連携し、普及啓発を行い、家庭の食育推進と地域の関係機関の連携強化を図り、子どもの頃からの生活習慣病を予防する。 ①地域の食と健康づくり推進会議開催 ②地域の食と健康づくり事業の推進 | 健康増進課 |
| 62 | Ⅲ 母子保健医療体制の充実 | ②学童期・思春期からの保健対策の推進 | (2)思春期の健康づくりと相談体制の充実 | 地域の食と健康づくり推進事業 | 400 | - | | 健康増進課 |
| 63 | Ⅲ 母子保健医療体制の充実 | ②学童期・思春期からの保健対策の推進 | (2)思春期の健康づくりと相談体制の充実 | 未成年者に対する喫煙対策事業 | 300 | - | | 健康増進課 |
| 64 | Ⅲ 母子保健医療体制の充実 | ②学童期・思春期からの保健対策の推進 | (2)思春期の健康づくりと相談体制の充実 | 思春期教室 | 658 | 660 | 思春期の子どもやその保護者に対して、思春期の心身の発達とその対応方法についての正しい知識の提供と普及を図る。 | こども政策課 |
| 65 | Ⅲ 母子保健医療体制の充実 | ③健やかな成長・発達のための関係機関との連携強化 | (1)子どもの成長・発達を支援する従事者の資質の向上 | 助産師相互研修事業 | 1,100 | 954 | 病院・診療所に勤務する助産師に対し講義・演習及び相互現地研修を行い、助産実践能力の向上を図る。 | 医療政策課 |
| 66 | Ⅲ 母子保健医療体制の充実 | ③健やかな成長・発達のための関係機関との連携強化 | (1)子どもの成長・発達を支援する従事者の資質の向上 | 周産期医療対策事業 | 553,767 | 540,677 | 周産期医療に係る諸課題の検討、総合周産期母子医療センターや周産期医療連携センターの運営に対する助成、周産期医療施設医師・看護師研修等を行う。 | 医療政策課 |
| 67 | Ⅲ 母子保健医療体制の充実 | ③健やかな成長・発達のための関係機関との連携強化 | (1)子どもの成長・発達を支援する従事者の資質の向上 | 指導活動実践費 | 339 | 339 | 母子保健地域組織の育成者及び地域組織員に対する活動の充実と組織の活性化のための研修等を開催する。 | こども政策課 |
| 68 | Ⅲ 母子保健医療体制の充実 | ③健やかな成長・発達のための関係機関との連携強化 | (1)子どもの成長・発達を支援する従事者の資質の向上 | 総合養育支援事業 | 再掲 (No.51) | 再掲 (No.51) | 特定妊婦やハイリスク児の養育支援体制の整備を図るため、総合周産期母子医療センター、地域周産期医療機関、市町との連携や調整、従事者の資質向上を目的とした専門研修を行う。 | こども政策課 |
| 69 | Ⅲ 母子保健医療体制の充実 | ③健やかな成長・発達のための関係機関との連携強化 | (1)子どもの成長・発達を支援する従事者の資質の向上 | 子ども心の相談支援体制強化事業 | 再掲 (No.60) | 再掲 (No.60) | ・思春期の子どもやその保護者に対して、思春期の心身の発達とその対応方法についての正しい知識の提供と普及を図る。 ・子どもの心の問題に関する関係機関等の連携会議や医師・教育関係者等に対する研修会を開催する。 | こども政策課 |
| 70 | Ⅲ 母子保健医療体制の充実 | ③健やかな成長・発達のための関係機関との連携強化 | (2)関係機関との連携強化 | 周産期医療対策事業 | 再掲 (No.66) | 再掲 (No.66) | 周産期医療に係る諸課題の検討、総合周産期母子医療センターや周産期医療連携センターの運営に対する助成、周産期医療施設医師・看護師研修等を行う。 | 医療政策課 |

| No. | 施策の基本的方向 | 施策の展開 | | 事業名 | R2予算額 (千円) | R3予算額 (千円) | 事業内容 | 所管課 |
|-----|-------------------|--------------------------|---|--|---------------|---------------|--|--------------|
| | | 取組の方向 | 主な取組 | | | | | |
| 71 | Ⅲ母子保健医療体制の充実 | ③健やかな成長・発達のための関係機関との連携強化 | (2)関係機関との連携強化 | 母子保健専門相談事業 | 216 | 2,425 | 関係機関との連携を図りながら思春期や不妊等に関する専門的な相談指導に対応するため、広域健康福祉センターに女性健康支援センターを設置する。 | こども政策課 |
| 72 | Ⅲ母子保健医療体制の充実 | ③健やかな成長・発達のための関係機関との連携強化 | (2)関係機関との連携強化 | 母子保健運営事業費 (協議会運営費) | 502 | 640 | 母子保健事業の総合的、効果的な実施及び母子保健対策のあり方等について関係機関・団体等と検討する場を設置する。 | こども政策課 |
| 73 | Ⅲ母子保健医療体制の充実 | ③健やかな成長・発達のための関係機関との連携強化 | (2)関係機関との連携強化 | マタニティマーク | ゼロ予算 | ゼロ予算 | 妊婦が安心して生活できるように、ホームページ、ポスター等によりマタニティマークの普及啓発を図る。 | こども政策課 |
| 74 | Ⅳ地域における子ども・子育ての支援 | ①教育・保育等の提供計画等の策定 | (2)幼児期の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期 | 子どものための教育・保育給付費 (施設型給付事業・地域型保育給付事業) | 11,363,245 | 11,590,000 | 施設型給付費及び地域型保育給付費の実施に要する経費の一部を負担する。 | こども政策課 |
| 75 | Ⅳ地域における子ども・子育ての支援 | ①教育・保育等の提供計画等の策定 | (2)幼児期の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期 | 保育所等整備事業 | 323,528 | - | 保育所等の施設整備に要する経費の一部を補助する。 | こども政策課 |
| 76 | Ⅳ地域における子ども・子育ての支援 | ①教育・保育等の提供計画等の策定 | (2)幼児期の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期 | 認定こども園整備等事業 【文科省分】 | 730,173 | 743,694 | 認定こども園の幼稚園部分等の施設整備に要する経費の一部を補助する。 | こども政策課 |
| 77 | Ⅳ地域における子ども・子育ての支援 | ①教育・保育等の提供計画等の策定 | (2)幼児期の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期 | 幼稚園耐震化事業 | 316,583 | 344,846 | 幼稚園(認定こども園)の耐震化に要する経費の一部を助成する。 | こども政策課 |
| 78 | Ⅳ地域における子ども・子育ての支援 | ②教育・保育従事者の確保と教育・保育の質の向上 | (1)教育・保育従事者の確保 | 保育士・保育所支援センター運営事業費 | 6,300 | 6,300 | とらぎ保育士・保育所支援センターの運営を行う。 | こども政策課 |
| 79 | Ⅳ地域における子ども・子育ての支援 | ②教育・保育従事者の確保と教育・保育の質の向上 | (1)教育・保育従事者の確保 | 保育教諭確保等のための資格取得支援事業 【厚労省分】 | 1,620 | 1,296 | 新制度における幼児連携型認定こども園の職員(保育教諭)は「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方が必要となるため、現在幼稚園教諭免許を所有する者が、もう一方の保育士資格を取得するために要する経費等を助成する。 | こども政策課 |
| 80 | Ⅳ地域における子ども・子育ての支援 | ②教育・保育従事者の確保と教育・保育の質の向上 | (1)教育・保育従事者の確保 | 保育教諭の確保のための資格取得支援事業 【文科省分】 | 849 | 945 | 新制度における幼児連携型認定こども園の職員(保育教諭)は「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方が必要となるため、現在保育士資格を所有する者が、もう一方の幼稚園教諭免許状を取得するために要する経費等を助成する。 | こども政策課 |
| 81 | Ⅳ地域における子ども・子育ての支援 | ②教育・保育従事者の確保と教育・保育の質の向上 | (1)教育・保育従事者の確保 | 産休等代替職員費 | 5,629 | 4,421 | 保育士等の産休等代替職員費を補助する。 | こども政策課 |
| 82 | Ⅳ地域における子ども・子育ての支援 | ②教育・保育従事者の確保と教育・保育の質の向上 | (1)教育・保育従事者の確保 | 子育て支援員研修事業費 | 10,512 | 7,168 | 教育・保育に係る事業に従事する子育て支援員に係る研修を実施する。 | こども政策課 |
| 83 | Ⅳ地域における子ども・子育ての支援 | ②教育・保育従事者の確保と教育・保育の質の向上 | (1)教育・保育従事者の確保 | 私立幼稚園振興財団補助金 | 239,145 | 246,425 | (公財)栃木県私立幼稚園振興財団が行う退職給付事業に要する経費の一部を補助する。 | こども政策課 |
| 84 | Ⅳ地域における子ども・子育ての支援 | ②教育・保育従事者の確保と教育・保育の質の向上 | (2)教育・保育の質の向上 | 幼児教育センター事業 | 1,597 | 1,277 | 幼稚園・幼児連携型認定こども園・保育所と小学校・義務教育学校の連携及び教育の円滑な接続等、幼児教育の充実を図るための事業を「栃木県総合教育センター(幼児教育センター)」において実施する。 ①幼小連携の推進事業 ②教育・保育の質の向上事業 ③情報の提供事業 ④調査・研究事業 | 教育委員会 総務課 |

| No. | 施策の基本的方向 | 施策の展開 | | 事業名 | R2予算額 (千円) | R3予算額 (千円) | 事業内容 | 所管課 |
|-----|--------------------|-------------------------------|---------------------|-----------------------|---------------|---------------|--|----------------|
| | | 取組の方向 | 主な取組 | | | | | |
| 85 | IV地域における子ども・子育ての支援 | ②教育・保育従事者の確保と教育・保育の質の向上 | (2)教育・保育の質の向上 | 保育士等キャリアアップ研修事業費 | 38,764 | 36,479 | リーダー的な役割を担う保育士等を育成するための研修を実施する。 | こども政策課 |
| 86 | IV地域における子ども・子育ての支援 | ②教育・保育従事者の確保と教育・保育の質の向上 | (2)教育・保育の質の向上 | 保育団体研修事業 | 2,000 | 2,000 | 保育団体が実施する保育士資質向上等の研修会の開催に要する経費の一部を補助する。 | こども政策課 |
| 87 | IV地域における子ども・子育ての支援 | ②教育・保育従事者の確保と教育・保育の質の向上 | (2)教育・保育の質の向上 | 食物アレルギー対策研修事業 | 500 | 500 | 保育団体が実施する食物アレルギーに関する研修会の開催に要する経費の一部を補助する。 | こども政策課 |
| 88 | IV地域における子ども・子育ての支援 | ②教育・保育従事者の確保と教育・保育の質の向上 | (2)教育・保育の質の向上 | 栃木県幼稚園連合会補助金 | 6,000 | 6,000 | (一社)栃木県幼稚園連合会が実施する教職員に係る研修事業に要する経費の一部を補助する。 | こども政策課 |
| 89 | IV地域における子ども・子育ての支援 | ②教育・保育従事者の確保と教育・保育の質の向上 | (2)教育・保育の質の向上 | 幼稚園緊急環境整備事業 | 81,562 | 150,511 | 学校法人立幼稚園等が行う遊具等環境整備に対する助成、及び認定こども園等における研修を支援する。 | こども政策課 |
| 90 | IV地域における子ども・子育ての支援 | ②教育・保育従事者の確保と教育・保育の質の向上 | (2)教育・保育の質の向上 | 幼稚園運営費補助金(一種免許状加算分) | 2,584 | 2,492 | 私立学校振興助成法に基づき、幼稚園教諭の一種免許状の保有を促進するための助成する。 | こども政策課 |
| 91 | IV地域における子ども・子育ての支援 | ③教育・保育の更なる充実を図るための多様なサービス等の支援 | (1)地域子ども・子育て支援事業の推進 | 地域子ども・子育て支援事業 | 2,446,264 | 2,521,767 | 市町が実施する全ての子育てで家庭を支援するために必要な事業(延長保育事業、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児・保育事業等)に要する経費を助成する(子育て世代包括支援センター事業を含む。) | こども政策課 |
| 92 | IV地域における子ども・子育ての支援 | ③教育・保育の更なる充実を図るための多様なサービス等の支援 | (1)地域子ども・子育て支援事業の推進 | 児童福祉施設整備助成費(放課後児童クラブ) | 148,824 | 120,477 | 市町等が行う放課後児童クラブの整備に要する経費を助成する。 | こども政策課 |
| 93 | IV地域における子ども・子育ての支援 | ③教育・保育の更なる充実を図るための多様なサービス等の支援 | (2)教育・保育サービス等の確保・充実 | 病院内保育所運営費補助事業 | 86,637 | 81,709 | 病院及び診療所等が、従事する職員のために保育施設を運営する事業及び24時間保育、病児等保育事業などについて助成し、医療従事者の離職防止及び再就業促進を図る。 | 医療政策課 |
| 94 | IV地域における子ども・子育ての支援 | ③教育・保育の更なる充実を図るための多様なサービス等の支援 | (2)教育・保育サービス等の確保・充実 | 放課後子ども教室推進事業 | 5,820 | 0 | No.128学校と地域の連携・協働推進事業に統合。 | 教育委員会 生涯学習課 |
| 95 | IV地域における子ども・子育ての支援 | ③教育・保育の更なる充実を図るための多様なサービス等の支援 | (2)教育・保育サービス等の確保・充実 | 幼児教育センター事業 | 再掲 (No.84) | 再掲 (No.84) | 幼稚園・幼児連携型認定こども園・保育所と小学校・義務教育学校の連携及び教育の円滑な接続等、幼児教育の充実を図るための事業を「栃木県総合教育センター(幼児教育センター)」において実施する。 ①幼小連携の推進事業 ②教育・保育の質の向上事業 ③情報の提供事業 ④調査・研究事業 | 教育委員会 総務課 |
| 96 | IV地域における子ども・子育ての支援 | ③教育・保育の更なる充実を図るための多様なサービス等の支援 | (2)教育・保育サービス等の確保・充実 | 特別保育事業等推進事業 | 485,183 | 444,045 | 子育てと仕事の両立を支援するため、低年齢児保育の運営や食物アレルギーに配慮した給食提供等に対して助成等を行う市町等に対し助成する。 | こども政策課 |
| 97 | IV地域における子ども・子育ての支援 | ③教育・保育の更なる充実を図るための多様なサービス等の支援 | (2)教育・保育サービス等の確保・充実 | わんぱく保育推進事業 | 135,340 | 115,080 | 私立幼稚園等が実施する預かり保育に対し助成する。 | こども政策課 |
| 98 | IV地域における子ども・子育ての支援 | ③教育・保育の更なる充実を図るための多様なサービス等の支援 | (2)教育・保育サービス等の確保・充実 | 子育てランド事業 | 26,090 | 22,580 | 私立幼稚園等が実施する子育て支援事業に対し助成する。 | こども政策課 |

| No. | 施策の基本的方向 | 施策の展開 | | 事業名 | R2予算額 (千円) | R3予算額 (千円) | 事業内容 | 所管課 |
|-----|---------------------------|-------------------------------|------------------------------|----------------------------|---------------|---------------|--|----------------|
| | | 取組の方向 | 主な取組 | | | | | |
| 99 | IV地域における子ども・子育ての支援 | ③教育・保育の更なる充実を図るための多様なサービス等の支援 | (2)教育・保育サービス等の確保・充実 | 特別支援教育費補助金 | 485,296 | 455,896 | 私立幼稚園等における特別支援教育に必要な経費の一部を助成する。 | こども政策課 |
| 100 | IV地域における子ども・子育ての支援 | ③教育・保育の更なる充実を図るための多様なサービス等の支援 | (2)教育・保育サービス等の確保・充実 | 第3子以降保育料等免除事業 | 429,901 | 490,863 | 認定こども園・幼稚園・保育所等に通う第3子以降の児童の保育料を免除する。 | こども政策課 |
| 101 | IV地域における子ども・子育ての支援 | ③教育・保育の更なる充実を図るための多様なサービス等の支援 | (2)教育・保育サービス等の確保・充実 | 子育てのための施設等利用給付費 | 814,734 | 681,197 | 幼児教育・保育無償化に要する経費の一部を負担する。 | こども政策課 |
| 102 | IV地域における子ども・子育ての支援 | ③教育・保育の更なる充実を図るための多様なサービス等の支援 | (2)教育・保育サービス等の確保・充実 | 幼児教育・保育無償化実施円滑化事業費 | 354,000 | 27,000 | 幼児教育・保育無償化に要する経費の一部を負担する。 | こども政策課 |
| 103 | IV地域における子ども・子育ての支援 | ③教育・保育の更なる充実を図るための多様なサービス等の支援 | (3)妊娠前から子育て期までの切れ目ない支援体制等の充実 | 家庭教育支援事業 | 14,021 | 13,356 | ・いじめや不登校、家庭教育に関する悩み等をもつ、子どもや保護者からの電話相談及びメール相談を実施する。 ・家庭教育支援関係者、子育て支援関係者による交流・情報交換を通して、行政と支援団体が連携するために必要なネットワークの構築を図る。 | 教育委員会 生涯学習課 |
| 104 | IV地域における子ども・子育ての支援 | ③教育・保育の更なる充実を図るための多様なサービス等の支援 | (3)妊娠前から子育て期までの切れ目ない支援体制等の充実 | とちぎボランティアNPOセンターの運営 | 21,696 | 21,696 | ボランティアやNPO等の活動に必要な様々な情報の受発信や交流の拠点等となる「とちぎボランティアNPOセンター」の運営に要する経費 | 県民文化課 |
| 105 | V子ども・心身の健全な成長を支える教育環境等の整備 | ①④次代の親の育成 | (1)子育てに関する理解の促進 | とちぎの高校生「いじめ・不登校」事業 | 再掲 (No.17) | 再掲 (No.17) | 高校生が、親・家族・家庭などの意義や役割、地域の人間関係など地域社会について主体的に学ぶための学習プログラム『とちぎの高校生「いじめ・不登校」』を実施する。 | 教育委員会 生涯学習課 |
| 106 | V子ども・心身の健全な成長を支える教育環境等の整備 | ①④次代の親の育成 | (1)子育てに関する理解の促進 | ふれあい学習推進事業 | 295 | 252 | ・県及び市町におけるふれあい学習の推進状況を把握し、課題解決へ向けた具体的な方策について協議する。 ・講演、実践事例研究、プログラム開発等の研究協議、実践報告、情報交換等の実践協議を通してふれあい学習の推進・啓発を図る。 | 教育委員会 生涯学習課 |
| 107 | V子ども・心身の健全な成長を支える教育環境等の整備 | ②学校等における教育環境の整備 | (1)学校や家庭、地域における「心の教育」の充実 | 「栃木の子どもをみんな育てよう」運動事業 | 31 | 0 | 家庭や地域の教育力の向上を目指すための運動スローガンを、関連事業や活動を実施する際の配布物へ記載することで事業の普及・啓発を図る。 | 教育委員会 生涯学習課 |
| 108 | V子ども・心身の健全な成長を支える教育環境等の整備 | ②学校等における教育環境の整備 | (1)学校や家庭、地域における「心の教育」の充実 | 子どもの読書活動推進事業 | 932 | 743 | 「栃木県子どもの読書活動推進計画(第四期)」に基づき、子どもの発達の段階に応じた取組を社会全体で推進するために以下の事業等に取り組む。 ・子どもの読書活動の推進方策等についての協議、計画の進行管理を行う。 ・家読(うちどく)の推進に向けてフォーラムを開催する。 ・県内の高校生を対象とする高校生を対象に、高校生読書活動推進リーダー「読書コンシェルジュ」の育成及び活動支援を行う。 | 教育委員会 生涯学習課 |
| 109 | V子ども・心身の健全な成長を支える教育環境等の整備 | ②学校等における教育環境の整備 | (1)学校や家庭、地域における「心の教育」の充実 | いさぎ栃木っ子3あい運動の推進 | 50 | 50 | 本県独自の教育運動である「いさぎ栃木っ子3あい運動」の普及・啓発を図るため、「いさぎ写真ニュース」を作成・配布する。 | 教育委員会 総務課 |
| 110 | V子ども・心身の健全な成長を支える教育環境等の整備 | ②学校等における教育環境の整備 | (1)学校や家庭、地域における「心の教育」の充実 | 学習資料「人権の窓」 | 496 | 0 | 子どもが身の回りにある人権問題を正しく理解するとともに、差別のない望ましい社会を築こうとする態度を身に付けることに資する学習資料を作成し、データで配布する。 | 教育委員会 総務課 |
| 111 | V子ども・心身の健全な成長を支える教育環境等の整備 | ②学校等における教育環境の整備 | (2)児童・生徒指導、教育相談体制の充実 | スクールサポート推進事業(いじめ・不登校対策チーム) | 36,064 | 38,156 | 各教育事務所(いじめ・不登校対策チーム)を設置し、管内の市町教育委員会や県教育委員会事務局義務教育課、高校教育課及び特別支援教育室と連携しながら、学校支援等を行う。 | 教育委員会 学校安全課 |
| 112 | V子ども・心身の健全な成長を支える教育環境等の整備 | ②学校等における教育環境の整備 | (2)児童・生徒指導、教育相談体制の充実 | SNSを利用した相談事業 | 12,674 | 10,136 | SNSを活用した双方向による相談体制を整備し、児童生徒が学校や家庭での悩みを話し込めることを目指す専門家に相談できる仕組みを構築し、一人ひとりの悩みを抱え込むことがないよう支援を図る。 | 教育委員会 学校安全課 |

| No. | 施策の基本的方向 | 施策の展開 | | 事業名 | R2予算額 (千円) | R3予算額 (千円) | 事業内容 | 所管課 |
|-----|---------------------------|-----------------|---------------------------|------------------------|----------------|----------------|--|----------------|
| | | 取組の方向 | 主な取組 | | | | | |
| 113 | V子どもの心身の健全な成長を支える教育環境等の整備 | ②学校等における教育環境の整備 | (2)児童・生徒指導、教育相談体制の充実 | スクールカウンセラー等活用事業 | 217,325 | 217,325 | いじめ、不登校、友人関係等児童生徒指導上の課題を解決するため、小・中学校にスクールカウンセラーを配置する。 | 教育委員会 義務教育課 |
| 114 | V子どもの心身の健全な成長を支える教育環境等の整備 | ②学校等における教育環境の整備 | (2)児童・生徒指導、教育相談体制の充実 | スクールカウンセラー配置事業費 | 20,140 | 25,968 | いじめ、暴力行為、児童虐待等児童生徒指導上の課題を解決するため、小・中・高等学校にスクールカウンセラーを配置する。 | 教育委員会 高校教育課 |
| 115 | V子どもの心身の健全な成長を支える教育環境等の整備 | ②学校等における教育環境の整備 | (2)児童・生徒指導、教育相談体制の充実 | 家庭教育支援事業 | 再掲 (No.103) | 再掲 (No.103) | いじめや不登校、家庭教育に関する悩み等をもつ、子どもや保護者からの電話相談及びメール相談を実施する。 | 教育委員会 生涯学習課 |
| 116 | V子どもの心身の健全な成長を支える教育環境等の整備 | ②学校等における教育環境の整備 | (3)個性を伸ばし、多様な能力を育む学校教育の推進 | いきいきプロジェクト(少人数学級の充実) | 3,012,425 | 2,879,640 | 児童生徒一人一人の事態を踏まえたいきいきプロジェクトにより、良さや可能性を引き出して育てる教育を推進するため、小中学校において少人数学級を実施する(小中学校、中学校の全学年における少人数学級推進事業)。 | 教育委員会 義務教育課 |
| 117 | V子どもの心身の健全な成長を支える教育環境等の整備 | ②学校等における教育環境の整備 | (3)個性を伸ばし、多様な能力を育む学校教育の推進 | スマイルプロジェクト(非常勤講師配置の充実) | 502,631 | 502,631 | 小学校の低学年において必要度の高い学級、指導困難な状況が見られる小中学校に非常勤講師を配置する | 教育委員会 義務教育課 |
| 118 | V子どもの心身の健全な成長を支える教育環境等の整備 | ②学校等における教育環境の整備 | (3)個性を伸ばし、多様な能力を育む学校教育の推進 | 体験活動推進事業費 | ゼロ予算 | ゼロ予算 | 日本や地域の伝統・文化に関わる体験活動、幼児・高齢者・障害者・外国人等との交流活動等、児童・生徒の社会性を育成するための体験活動を行う。 | 教育委員会 高校教育課 |
| 119 | V子どもの心身の健全な成長を支える教育環境等の整備 | ②学校等における教育環境の整備 | (3)個性を伸ばし、多様な能力を育む学校教育の推進 | 学校評議員制度推進事業費 | 2,519 | 2,519 | 県立学校に学校評議員を置き、地域や社会に開かれた学校づくりを推進し、学校が家庭や地域と連携・協力しながら特色ある教育活動を推進する。 | 教育委員会 高校教育課 |
| 120 | V子どもの心身の健全な成長を支える教育環境等の整備 | ②学校等における教育環境の整備 | (3)個性を伸ばし、多様な能力を育む学校教育の推進 | 外国人指導助手配置費 | 135,393 | 138,852 | 県立学校における英語教育の改善・充実を図り、国際理解教育を推進するたため、外国人指導助手の配置する。 | 教育委員会 高校教育課 |
| 121 | V子どもの心身の健全な成長を支える教育環境等の整備 | ②学校等における教育環境の整備 | (3)個性を伸ばし、多様な能力を育む学校教育の推進 | キャリア教育推進事業費 | 3,771 | 3,372 | 児童生徒一人ひとりのキャリア発達を支援し、望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けるとともに、主体的に進路を選択・決定する能力・態度を育成する。 | 教育委員会 生涯学習課 |
| 122 | V子どもの心身の健全な成長を支える教育環境等の整備 | ②学校等における教育環境の整備 | (3)個性を伸ばし、多様な能力を育む学校教育の推進 | とちぎ子どもの未来創造大学推進事業 | 3,031 | 2,551 | 県内の高等教育機関、民間企業等と連携しながら、子どもたちに、「本物」にふれる学習機会を提供する。 ①とちぎ未来大使の中学校時代の課程を中学生等に伝えることによる、中学生等が「夢」について考える機会を提供する。 | 教育委員会 生涯学習課 |
| 123 | V子どもの心身の健全な成長を支える教育環境等の整備 | ②学校等における教育環境の整備 | (3)個性を伸ばし、多様な能力を育む学校教育の推進 | 教職員研修事業 | 9,585 | 6,363 | 教職員の資質・能力の向上を図るための基本研修及び専門研修を実施する。 | 教育委員会 総務課 |
| 124 | V子どもの心身の健全な成長を支える教育環境等の整備 | ②学校等における教育環境の整備 | (3)個性を伸ばし、多様な能力を育む学校教育の推進 | 幼児教育センター事業 | 再掲 (No.84) | 再掲 (No.84) | 幼稚園・幼児連携型認定こども園・保育所と小学校・義務教育学校の連携及び教育の円滑な接続等、幼児教育の充実を図るための事業を「栃木県総合教育センター(幼児教育センター)」において実施する。 ①幼小連携の推進事業 ②教育・保育の質の向上事業 ③情報の提供事業 ④調査・研究事業 | 教育委員会 総務課 |
| 125 | V子どもの心身の健全な成長を支える教育環境等の整備 | ③家庭や地域の教育力の向上 | (1)子育てや家庭教育に関する学習機会の充実 | 家庭教育支援プログラム普及・定着事業 | 94 | 62 | ・家庭の教育力の充実を図るため、親同士が交流しながら、子育てに必要な知識やスキル等を学ぶ「家庭教育支援プログラム」を活用した事業を実施する。 ・家庭教育支援プログラムを活用できる指導者を養成する。 | 教育委員会 生涯学習課 |
| 126 | V子どもの心身の健全な成長を支える教育環境等の整備 | ③家庭や地域の教育力の向上 | (2)地域における指導者の養成 | 家庭教育オピニオンリーダーの養成 | 58 | 49 | 子育てに不安を感じている保護者が増えている現状に対応するため、地域に根ざした家庭教育支援・援助ができる人材を、家庭教育オピニオンリーダーとして養成する。 | 教育委員会 生涯学習課 |

| No. | 施策の基本的方向 | 施策の展開 | | 事業名 | R2予算額 (千円) | R3予算額 (千円) | 事業内容 | 所管課 |
|-----|-------------------------------------|-------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------|--------------------|--|------------------|
| | | 取組の方向 | 主な取組 | | | | | |
| 127 | V子どもの心身の健康 やかな成長を支える教 育環境等の整備 | ③家庭や地域の教育 力の向上 | (3)地域の教育力の向 上 | 広域スポーツセンター事業 | 488 | 431 | 県民がそれぞれのライフステージに応じて「だれでも、いつでも、どこでも、いつまでも」主体的にスポーツを親しむことのできる「総合型地域スポーツクラブ」の創設・運営を支援する。 | 教育委員会 スポーツ振興課 |
| 128 | V子どもの心身の健康 やかな成長を支える教 育環境等の整備 | ③家庭や地域の教育 力の向上 | (3)地域の教育力の向 上 | とちぎスポーツフェスタ開催 | 1,353 | 1,024 | 年齢や障害の有無にかかわらず、全ての県民が気楽に参加できる「とちぎスポーツフェスタ」を開催することにより、スポーツ・レクリエーション活動及びスポーツを通じた健康づくりの普及・啓発・振興を図る。 | 教育委員会 スポーツ振興課 |
| 129 | V子どもの心身の健康 やかな成長を支える教 育環境等の整備 | ③家庭や地域の教育 力の向上 | (3)地域の教育力の向 上 | ふれあい学習推進事業 | 再掲 (No.106) | 再掲 (No.106) | 県及び市町におけるふれあい学習の推進状況を把握し、課題解決へ向けた具体的な方策について協議する。 ・講演・実践事例研究、プログラム開発等の研究協議、実践報告、情報交換等の実践協議を通してふれあい学習の推進を図る。 | 教育委員会 生涯学習課 |
| 130 | V子どもの心身の健康 やかな成長を支える教 育環境等の整備 | ③家庭や地域の教育 力の向上 | (3)地域の教育力の向 上 | 学校と地域の連携・協働推進事業 | 1,788 | 13,588 | 地域の課題解決等に関する取組の充実と、地域住民の参画を促し、学校や公民館等の教育活動の場へつなげるために、地域において学びや交流の機会を企画運営できる地域コーディネーターを計画的に養成する。 ・市町における地域学校協働本部等が実施する地域学校協働活動(地域未来塾・放課後子ども教室を含む)に係る経費を補助する。 | 教育委員会 生涯学習課 |
| 131 | V子どもの心身の健康 やかな成長を支える教 育環境等の整備 | ③家庭や地域の教育 力の向上 | (3)地域の教育力の向 上 | 放課後子ども教室推進事業 | - | - | No.130 学校と地域の連携・協働推進事業に統合。 | 教育委員会 生涯学習課 |
| 132 | V子どもの心身の健康 やかな成長を支える教 育環境等の整備 | ④児童の健全な育成 | (1)安全な遊び場や居 場所の確保・充実 | 安全な川づくり事業 | 8,433,000 (一部) | 10,932,282 (一部) | 「県民の命を守る河川砂防構想」に基づき、河川の改修を推進する。 | 河川課 |
| 133 | V子どもの心身の健康 やかな成長を支える教 育環境等の整備 | ④児童の健全な育成 | (1)安全な遊び場や居 場所の確保・充実 | 公園管理費 | 687,194 | 691,328 | 県営都市公園の維持管理による環境を整備する。 | 都市整備課 |
| 134 | V子どもの心身の健康 やかな成長を支える教 育環境等の整備 | ④児童の健全な育成 | (2)地域での体験活動 の充実 | 「那須平成の森」自然体験活動推進 事業費 | 1,000 | 1,000 | 豊かで多様な自然環境が残されている那須平成の森を活用し、自然体験活動を実施することにより、自然に親しむ機会を提供する。 | 自然環境課 |
| 135 | V子どもの心身の健康 やかな成長を支える教 育環境等の整備 | ④児童の健全な育成 | (2)地域での体験活動 の充実 | 自然公園等施設整備事業費(県単林 務) | 95,890 | 95,000 | 日光国立公園及び県立自然公園等において、自然景観の保全やその利用を増進するため公園施設等の整備を行い、来訪者の満足度の向上や安全・快適な公園利用を推進する。 | 自然環境課 |
| 136 | V子どもの心身の健康 やかな成長を支える教 育環境等の整備 | ④児童の健全な育成 | (2)地域での体験活動 の充実 | 首都圏自然歩道整備事業費 | 45,000 | - | 自然や文化とふれあい、豊かな人間性と健康に資することを目的とする首都圏自然歩道の施設整備を行う。 | 自然環境課 |
| 137 | V子どもの心身の健康 やかな成長を支える教 育環境等の整備 | ④児童の健全な育成 | (2)地域での体験活動 の充実 | 自然公園等施設整備事業費(交付金) | 387,072 | 390,472 | 「日光国立公園満喫プロジェクト」の先導モデル地域の1つである日光国立公園において、世界水準のナショナルパークとしてのブランド化を目指した環境整備や誘客等の取組を推進する。 | 自然環境課 |
| 138 | V子どもの心身の健康 やかな成長を支える教 育環境等の整備 | ④児童の健全な育成 | (2)地域での体験活動 の充実 | 学校緑化活動推進事業 | 1,500 | 1,500 | 学校における森林環境教育の浸透を図るため、企画立案等を支援する。 | 気候変動対策課 |
| 139 | V子どもの心身の健康 やかな成長を支える教 育環境等の整備 | ④児童の健全な育成 | (2)地域での体験活動 の充実 | 子ども総合科学館運営費 | 348,148 | 396,265 | 子ども総合科学館の管理・運営(指定管理)を行う。また、大規模改修に係る基本設計を行う。 | 子ども政策課 |
| 140 | V子どもの心身の健康 やかな成長を支える教 育環境等の整備 | ④児童の健全な育成 | (2)地域での体験活動 の充実 | 美術館事業 | 149,921 | 125,333 | 本県出身の美術作家の作品を中心とする国内外の美術作品の展示と各種普及教育活動を行う。 | 県民文化課 |

| No. | 施策の基本的方向 | 施策の展開 | | 事業名 | R2予算額 (千円) | R3予算額 (千円) | 事業内容 | 所管課 |
|-----|----------------------------|-----------|--------------------------------|--------------------------------------|----------------|----------------|--|------------------|
| | | 取組の方向 | 主な取組 | | | | | |
| 141 | V子どもの心身の健やかな成長を支える教育環境等の整備 | ④児童の健全な育成 | (2)地域での体験活動の充実 | 博物館事業 | 168,040 | 158,423 | 本県の歴史や自然に関する資料の展示と自然観察会等の各種普及教育活動を行う。 | 県文化課 |
| 142 | V子どもの心身の健やかな成長を支える教育環境等の整備 | ④児童の健全な育成 | (2)地域での体験活動の充実 | 動物愛護指導センター運営費 | 298 | 297 | 動物を慈しむ心を育てるため、児童等の団体を対象に、犬の習性や犬への正しい接し方について説明したり、子犬とのふれあい教室を開催する。 | 生活衛生課 |
| 143 | V子どもの心身の健やかな成長を支える教育環境等の整備 | ④児童の健全な育成 | (3)子どもの健康づくりや健やかな成長・発達に関する普及啓発 | 地域の食と健康づくり推進事業 | 再掲 (No.43) | 再掲 (No.43) | 保育所や幼稚園関係者、養護教諭や栄養教諭、地域食育関係者等と連携し、普及啓発を行い、家庭の食育推進と地域の関係機関の連携強化を図り、子どもの頃から生活習慣病を予防する。 ①地域の食と健康づくり推進会議開催 ②地域の食と健康づくり事業の推進 | 健康増進課 |
| 144 | V子どもの心身の健やかな成長を支える教育環境等の整備 | ④児童の健全な育成 | (3)子どもの健康づくりや健やかな成長・発達に関する普及啓発 | 地域の食と健康づくり推進事業 | 再掲 (No.61) | - | | 健康増進課 |
| 145 | V子どもの心身の健やかな成長を支える教育環境等の整備 | ④児童の健全な育成 | (3)子どもの健康づくりや健やかな成長・発達に関する普及啓発 | 未成年者に対する喫煙対策事業 | 再掲 (No.62) | - | | 健康増進課 |
| 146 | V子どもの心身の健やかな成長を支える教育環境等の整備 | ④児童の健全な育成 | (3)子どもの健康づくりや健やかな成長・発達に関する普及啓発 | 歯科保健推進事業(とちぎ歯の健康センター事業) | 再掲 (No.41) | 再掲 (No.41) | とちぎ歯の健康センター診療所において障害者歯科医療を提供する。 | 健康増進課 |
| 147 | V子どもの心身の健やかな成長を支える教育環境等の整備 | ④児童の健全な育成 | (3)子どもの健康づくりや健やかな成長・発達に関する普及啓発 | 永久歯対策事業 | 再掲 (No.42) | 再掲 (No.42) | 6歳児とその保護者などを対象に歯科保健指導を実施する。 | 健康増進課 |
| 148 | V子どもの心身の健やかな成長を支える教育環境等の整備 | ④児童の健全な育成 | (3)子どもの健康づくりや健やかな成長・発達に関する普及啓発 | 歯科疾患予防推進事業 | 1,600 | 1,200 | 小学生を対象にフッ化物洗口事業を実施する。 | 健康増進課 |
| 149 | V子どもの心身の健やかな成長を支える教育環境等の整備 | ④児童の健全な育成 | (3)子どもの健康づくりや健やかな成長・発達に関する普及啓発 | 広域スポーツセンター事業 | 再掲 (No.127) | 再掲 (No.127) | 県民がそれぞれのライフステージに応じていただいても、いつでも、どこでも、いつまでも「主体的にスポーツを親しむことのできる「総合型地域スポーツクラブ」の創設・運営を支援する。 | 教育委員会 スポーツ振興課 |
| 150 | V子どもの心身の健やかな成長を支える教育環境等の整備 | ④児童の健全な育成 | (3)子どもの健康づくりや健やかな成長・発達に関する普及啓発 | とちぎスポーツフェスタ開催 | 再掲 (No.128) | 再掲 (No.128) | 年齢や障害の有無にかかわらず、全ての県民が気楽に参加できる「とちぎスポーツフェスタ」を開催することにより、スポーツ・レクリエーション活動及びスポーツを通じた健康づくりの普及・啓発・振興を図る。 | 教育委員会 スポーツ振興課 |
| 151 | V子どもの心身の健やかな成長を支える教育環境等の整備 | ④児童の健全な育成 | (3)子どもの健康づくりや健やかな成長・発達に関する普及啓発 | 児童手当 | 4,673,532 | 4,525,081 | 家庭における安定と次世代を担う児童の健全な育成及び資質の向上を図る。 | こども政策課 |
| 152 | V子どもの心身の健やかな成長を支える教育環境等の整備 | ④児童の健全な育成 | (4)食育の推進 | 地域の食と健康づくり推進事業 | 再掲 (No.43) | 再掲 (No.43) | 保育所や幼稚園関係者、養護教諭や栄養教諭、地域食育関係者等と連携し、普及啓発を行い、家庭の食育推進と地域の関係機関の連携強化を図り、子どもの頃から生活習慣病を予防する。 ①地域の食と健康づくり推進会議開催 ②地域の食と健康づくり事業の推進 ③地域食改善推進員が地域の栄養・食生活等の健康課題を解決し、「とちぎ健康21プラン(2期計画)」の目標を達成するため、県民を対象に講習会等を開催する。 その中で、特に小学生を対象に食に関する正しい知識と食べ物を選択する力を習得させ、健全な食生活を実践することができるよう、地域ぐるみで支援するた め、「子どもの料理コンクール」を開催する。 | 健康増進課 |
| 153 | V子どもの心身の健やかな成長を支える教育環境等の整備 | ④児童の健全な育成 | (4)食育の推進 | 地域に相ざした「とちぎ健康21プラン」実践事業(子どもの料理コンクール) | 1,770 | 1,170 | | 健康増進課 |

| No. | 施策の基本的方向 | 施策の展開 | | 事業名 | R2予算額 (千円) | R3予算額 (千円) | 事業内容 | 所管課 |
|-----|-------------------------------------|-----------|----------------------|-----------------------------|---------------|---------------|--|-------------------|
| | | 取組の方向 | 主な取組 | | | | | |
| 154 | V子どもの心身の健康 やかな成長を支える教 育環境等の整備 | ④児童の健全な育成 | (4)食育の推進 | 「とちぎ食育応援団」活用促進事業 | 962 | 962 | 食育を推進するボランティアが「とちぎ子ども食育出前講座」を実施したり、食に関する知識や技術等を指導し、地域に食育の理解促進や「普及啓発を図る。 | 農政課 |
| 155 | V子どもの心身の健康 やかな成長を支える教 育環境等の整備 | ④児童の健全な育成 | (4)食育の推進 | 豊かな食と農の理解促進事業費の一部 | 852 | 1,040 | 子どもから若い世代を対象に、情報発信や啓発活動を通して食と農への理解を促進する。また、10月の「とちぎ食育月間」を中心に関係機関、団体等が一体となった食育活動を推進する。 | 農政課 |
| 156 | V子どもの心身の健康 やかな成長を支える教 育環境等の整備 | ④児童の健全な育成 | (4)食育の推進 | とちぎ食育推進月間開催事業費 | 267 | - | | 農政課 |
| 157 | V子どもの心身の健康 やかな成長を支える教 育環境等の整備 | ④児童の健全な育成 | (4)食育の推進 | つなげるひろげる食育推進事業 | 395 | 436 | 子どもの食に関する自己管理能力の育成や家庭における食への理解促進等を図るため、学校と家庭をつなぐ「食育チャレンジシート」の活用及び生産者などの関係団体と連携した取組等、学校を核として各種団体とつながることにより、食育を推進する。 | 教育委員会 学校安全課 |
| 158 | V子どもの心身の健康 やかな成長を支える教 育環境等の整備 | ④児童の健全な育成 | (4)食育の推進 | 食育推進啓発事業 | 55 | 107 | 食への感謝や食文化を尊重する心の育成も含めた広い意味での食育推進啓発のための絵画やポスターを募集し、優れた作品を表彰、展示するとともにポスターを作成し、広く県民に食育推進の啓発を図る。 | 教育委員会 学校安全課 |
| 159 | V子どもの心身の健康 やかな成長を支える教 育環境等の整備 | ④児童の健全な育成 | (5)子どもを取り巻く有害環境対策の推進 | 社会環境整備浄化活動の推進 | 1,328 | 1,139 | 栃木県青少年健全育成条例の周知、効果的な運用を図り、各地区青少年育成連絡協議会による携帯電話販売事業者、書店、図書類自動販売機等への立入調査、栃木県青少年健全育成審議会による有害図書類の指定等により、青少年にとって良好な社会環境を整備する。 | 人権・青少年男 女参画課 |
| 160 | V子どもの心身の健康 やかな成長を支える教 育環境等の整備 | ④児童の健全な育成 | (5)子どもを取り巻く有害環境対策の推進 | 青少年のインターネット利用環境づくり | 1,791 | 2,481 | 関係機関団体と連携し、ネット利用問題についての指導者の養成を図るとともに、栃木県青少年健全育成条例に基づき携帯電話販売店への立入調査等の実施、各種イベントでの広報活動等を推進し、インターネットを介した犯罪被害やネット依存等の防止を図る。 | 人権・青少年男 女参画課 |
| 161 | V子どもの心身の健康 やかな成長を支える教 育環境等の整備 | ④児童の健全な育成 | (5)子どもを取り巻く有害環境対策の推進 | 地域の食と健康づくり推進事業 | 再掲 (No.61) | - | | 健康増進課 |
| 162 | V子どもの心身の健康 やかな成長を支える教 育環境等の整備 | ④児童の健全な育成 | (5)子どもを取り巻く有害環境対策の推進 | 未成年者に対する喫煙対策事業 | 再掲 (No.62) | - | | 健康増進課 |
| 163 | V子どもの心身の健康 やかな成長を支える教 育環境等の整備 | ④児童の健全な育成 | (5)子どもを取り巻く有害環境対策の推進 | 薬物乱用防止指導員の設置 | 1,121 | 1,124 | 栃木県薬物乱用防止指導員140名を設置し、各学校での講演活動等の地域に根ざした薬物乱用防止普及活動を行う。 | 薬務課 |
| 164 | V子どもの心身の健康 やかな成長を支える教 育環境等の整備 | ④児童の健全な育成 | (5)子どもを取り巻く有害環境対策の推進 | 薬物乱用防止普及啓発事業 | 1,580 | 2,414 | 県内全ての小学校5年生、6年生、中学・高校生向けのリーフレットを年代別に作成し、夏休み前に配布する。また、県内の新成人に対しても薬物乱用防止啓発リーフレットを作成し、配布する。 | 薬務課 |
| 165 | V子どもの心身の健康 やかな成長を支える教 育環境等の整備 | ④児童の健全な育成 | (5)子どもを取り巻く有害環境対策の推進 | 薬物乱用防止巡回パトロール | 528 | 528 | 中高生等の就学時間後の午後3時頃から、県内各地のスーパー等の集客力のある場所において啓発活動を行う。 | 薬務課 |
| 166 | V子どもの心身の健康 やかな成長を支える教 育環境等の整備 | ④児童の健全な育成 | (5)子どもを取り巻く有害環境対策の推進 | 薬物乱用防止広報車「きらきら号」による薬物乱用防止啓発 | 412 | 297 | 県内の小学生に対して、薬物乱用防止広報車「きらきら号」による薬物乱用防止啓発教室を実施し、薬物乱用の恐ろしさや、薬物乱用に対する正しい知識を普及啓発する。 | 警察本部 人身安全少年課 |
| 167 | V子どもの心身の健康 やかな成長を支える教 育環境等の整備 | ④児童の健全な育成 | (5)子どもを取り巻く有害環境対策の推進 | サイバー防犯ボランティアに対する活動支援事業 | 20 | 20 | サイバーパトロールを実施する県内のサイバー防犯ボランティアが、活動に資する知識を身に付けることができるよう、民間の講師を派遣し研修を行い、インターネット空間の浄化活動や犯罪被害防止のための教育活動等を支援する | 警察本部 サイバー犯罪対策課 |

| No. | 施策の基本的方向 | 施策の展開 | | 事業名 | R2予算額 (千円) | R3予算額 (千円) | 事業内容 | 所管課 |
|-----|-----------------|--------------|---------------------------|--------------------|---------------|---------------|--|-----------------|
| | | 取組の方向 | 主な取組 | | | | | |
| 168 | VI安全・安心な生活環境の整備 | ①子どもの安全対策の推進 | (1)総合的な交通安全対策の推進 | 交通安全対策事業 | 10,082 | 11,610 | 交通安全県民総ぐるみ運動等を展開し、県民の交通安全意識の高揚を図り、交通事故のない地域社会づくりに取り組む。 | くらし安全安心課 |
| 169 | VI安全・安心な生活環境の整備 | ①子どもの安全対策の推進 | (1)総合的な交通安全対策の推進 | 交通安全対策事業 | 629 | 500 | 通学路における交通指導取締り及び関係機関・団体と連携した児童等の保護誘導活動を推進するとともに、年齢に応じた交通安全教育を実施する。 | 警察本部 交通安全課 |
| 170 | VI安全・安心な生活環境の整備 | ①子どもの安全対策の推進 | (2)子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 | 自主防犯意識の高揚事業 | 82 | 0 | 自主防犯意識の高揚を図るための普及啓発を行う。 | くらし安全安心課 |
| 171 | VI安全・安心な生活環境の整備 | ①子どもの安全対策の推進 | (2)子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 | お互いに支え合う地域づくりの推進事業 | 436 | 331 | 児童等の犯罪被害を防止するための講習及び普及啓発を行う。 | くらし安全安心課 |
| 172 | VI安全・安心な生活環境の整備 | ①子どもの安全対策の推進 | (2)子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 | 消費者教育巡回演劇 | 3,432 | 1,947 | 子どもたちが、消費者トラブルの対処法や相談先などの知識を楽しみながら身に付けていくことができるよう、小学校や特別支援学校を巡回し、啓発劇を上演する。 | くらし安全安心課 |
| 173 | VI安全・安心な生活環境の整備 | ①子どもの安全対策の推進 | (2)子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 | 消費者教育セミナー | 383 | 384 | 小・中等学校等の教員等を対象にセミナーを開催し、消費者教育推進法の概要の説明や授業等で活用できる情報の提供を行う。 | くらし安全安心課 |
| 174 | VI安全・安心な生活環境の整備 | ①子どもの安全対策の推進 | (2)子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 | 消費者教育普及のための資料作成 | 4,857 | 4,898 | 小学生、中学生及び高校生向けにリーフレット等を作成し、学校等を経由して配布する。 | くらし安全安心課 |
| 175 | VI安全・安心な生活環境の整備 | ①子どもの安全対策の推進 | (2)子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 | 若年者向け映像教材の制作 | 4,044 | - | | くらし安全安心課 |
| 176 | VI安全・安心な生活環境の整備 | ①子どもの安全対策の推進 | (2)子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 | 若年者向け啓発映像の放映 | - | 4,884 | 映画館やプロスポーツ試合会場において消費者被害防止啓発映像の放映を行う。 | くらし安全安心課 |
| 177 | VI安全・安心な生活環境の整備 | ①子どもの安全対策の推進 | (2)子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 | 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業 | 4,001 | 3,712 | 学校における事件・事故が大きな問題となっている状況に鑑み、児童生徒が安心して教育を受けられるよう防犯の専門家等をスクールガードリーダーとして配置し、スクールガード(学校安全ボランティア)に対する指導を行うなど、家庭や地域の団体・関係機関と連携を図りながら、地域社会全体で学校安全に取り組み体制を整備する。 | 教育委員会 学校安全課 |
| 178 | VI安全・安心な生活環境の整備 | ①子どもの安全対策の推進 | (2)子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 | 地域安全情報メールの運用 | 4,199 | 4,218 | 子供に対する不審者情報等を、登録者の携帯電話等へタイムリーに配信し、自主防犯活動を支援することで、子供を犯罪等の被害から守る。 通称「ルリちゃん安全メール」。 | 警察本部 生活安全企画課 |
| 179 | VI安全・安心な生活環境の整備 | ①子どもの安全対策の推進 | (2)子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 | 子ども緊急通報装置の運用 | 859 | 854 | 管轄警察署へ通報できるカメラ付き通報装置を運用し、犯罪被害から子どもを守る。 | 警察本部 人身安全少年課 |
| 180 | VI安全・安心な生活環境の整備 | ①子どもの安全対策の推進 | (2)子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 | 子ども見守りカメラシステムの運用 | 555 | 561 | ネットワーク式防犯カメラを運用し、小学生の見守り活動を実施しているボランティア団体の活動を支援する。 | 警察本部 人身安全少年課 |
| 181 | VI安全・安心な生活環境の整備 | ①子どもの安全対策の推進 | (2)子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 | 栃木県警察事故事件マップ | 1,703 | 1,703 | 子どもに対する不審者情報等を県警ホームページの地図上に表示し、自主防犯活動を支援することで、子どもを犯罪等の被害から守る。通称「ルリちゃんバトロールマップ」 【※県本部交通安全課が予算を担当】 | 警察本部 人身安全少年課 |

| No. | 施策の基本的方向 | 施策の展開 | | 事業名 | R2予算額 (千円) | R3予算額 (千円) | 事業内容 | 所管課 |
|-----|-----------------|-------------------|---------------------------|------------------------------------|---------------|---------------|--|-----------------|
| | | 取組の方向 | 主な取組 | | | | | |
| 182 | VI安全・安心な生活環境の整備 | ①子どもの安全対策の推進 | (2)子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 | 警察スクーラーサポーターの運用 | 3,379 | 3,247 | 子どもを誘拐等の犯罪から守るため、小・中学校等の関係機関及び防犯ボランティア団体等と協働し、犯罪被害防止教育への支援や安全ハットロール活動等により、子どもの安全確保対策を推進する。 | 警察本部 人身安全少年課 |
| 183 | VI安全・安心な生活環境の整備 | ①子どもの安全対策の推進 | (3)地震等の災害時における避難等対策の実施 | 「避難啓発リーフレット」の作成・配布 | 4,000 | 3,993 | 風水害時の避難に関する事項について分かりやすく記載したリーフレットを作成し、各世帯に配布することで、家庭における防災対策や防災教育の充実を図る。 | 危機管理課 |
| 184 | VI安全・安心な生活環境の整備 | ①子どもの安全対策の推進 | (3)地震等の災害時における避難等対策の実施 | 民間事業者との災害時応援協定の締結 | ゼロ予算 | ゼロ予算 | 女性、子ども、食物アレルギーのある者等の多様なニーズを考慮するため、関係機関や事業者と協定を締結し、食料、生活必需品の調達に努める。 | 危機管理課 |
| 185 | VI安全・安心な生活環境の整備 | ①子どもの安全対策の推進 | (3)地震等の災害時における避難等対策の実施 | 「とちぎシエイクアウト訓練」の実施 | ゼロ予算 | ゼロ予算 | 県民一人ひとりが地震の際に身を守る行動を身に付けられるよう、3月11日の「とちぎ防災の日」に合わせて、教育機関や社会福祉施設も含めた県下一斉のシエイクアウト訓練の実施を呼びかける。 | 危機管理課 |
| 186 | VI安全・安心な生活環境の整備 | ①子どもの安全対策の推進 | (3)地震等の災害時における避難等対策の実施 | パルティ防災フォーラム (女性活躍応援事業費) | 864 | 872 | 男女共同参画の視点に立った防災の学習及び避難所体験を実施する。 | 人権・青少年男 女参画課 |
| 187 | VI安全・安心な生活環境の整備 | ①子どもの安全対策の推進 | (3)地震等の災害時における避難等対策の実施 | 男女共同参画地域推進員スキルアップ講座 (女性活躍応援事業費) | 再掲 (No.2) | 再掲 (No.2) | 男女共同参画地域推進員や地域で男女共同参画を推進することに意欲のある者を対象に、活動に必要な知識や技法を習得し、地域のリーダーとして活躍できる人材を育成する。 | 人権・青少年男 女参画課 |
| 188 | VI安全・安心な生活環境の整備 | ②子育て等を支援する生活環境の整備 | (1)子育てに配慮したゆとりある住宅の整備 | 県営住宅整備事業 | 834,384 | 816,918 | ゆとりあるバリアフリー化した公営住宅の住戸改修工事や子育て世帯のニーズを反映した公営住宅への建替え工事を行う。 | 住宅課 |
| 189 | VI安全・安心な生活環境の整備 | ②子育て等を支援する生活環境の整備 | (1)子育てに配慮したゆとりある住宅の整備 | セーフティネット住宅の登録促進 | ゼロ予算 | ゼロ予算 | 住宅セーフティネット法に基づき、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録を促進する。 | 住宅課 |
| 190 | VI安全・安心な生活環境の整備 | ②子育て等を支援する生活環境の整備 | (1)子育てに配慮したゆとりある住宅の整備 | フラット35子育て支援型の普及促進 | ゼロ予算 | ゼロ予算 | 住宅金融支援機構と連携しながら、フラット35の融資利率が軽減される「フラット35子育て支援型」の普及促進を図る。 | 住宅課 |
| 191 | VI安全・安心な生活環境の整備 | ②子育て等を支援する生活環境の整備 | (2)良好な住宅市街地等の整備 | 土地区画整理事業 | 1,404,309 | 775,572 | 公共施設(道路、公園等)の整備と宅地の利用増進を図ることにより、市街地に於ける良好な住環境の整備を支援する。 | 都市計画課 |
| 192 | VI安全・安心な生活環境の整備 | ②子育て等を支援する生活環境の整備 | (2)良好な住宅市街地等の整備 | 快適で安全な道づくり事業 | 10,254,958 | 9,416,683 | 県民の安全で安心な暮らしを支える道づくり(歩道等の整備、交通弱者に対する歩行環境の確保等)を推進する。 | 道路整備課 |
| 193 | VI安全・安心な生活環境の整備 | ②子育て等を支援する生活環境の整備 | (2)良好な住宅市街地等の整備 | 公園整備費 | 372,930 | 422,699 | 県営都市公園の再整備等(遊具の更新)を行う。 | 都市整備課 |
| 194 | VI安全・安心な生活環境の整備 | ②子育て等を支援する生活環境の整備 | (2)良好な住宅市街地等の整備 | 街路事業 | 3,857,110 | 2,204,177 | 歩行者や自転車等が快適に通行できる環境を確保するため都市計画道路(街路)の整備を行う。 | 都市整備課 |
| 195 | VI安全・安心な生活環境の整備 | ②子育て等を支援する生活環境の整備 | (3)子育てにやさしいまちづくりの推進 | ひとにやさしいまちづくり推進事業 | 368 | 1,550 | 栃木県ひとにやさしいまちづくり条例の普及・啓発と栃木県ひとにやさしいまちづくり推進協議会を開催する。 | 保健福祉課 |

| No. | 施策の基本的方向 | 施策の展開 | | 事業名 | R2予算額 (千円) | R3予算額 (千円) | 事業内容 | 所管課 |
|-----|-----------------|-------------------|------------------------|----------------------------------|-------------------|-------------------|---|----------------|
| | | 取組の方向 | 主な取組 | | | | | |
| 196 | VI安全・安心な生活環境の整備 | ②子育て等を支援する生活環境の整備 | (3)子育てにやさしいまちづくりの推進 | ひとにやさしいまちづくり推進事業 | 2,348 | 2,348 | おもいやり駐車スペースの普及・適正利用啓発と利用証を作成する。 | 保健福祉課 |
| 197 | VI安全・安心な生活環境の整備 | ②子育て等を支援する生活環境の整備 | (3)子育てにやさしいまちづくりの推進 | 高齢運転者等専用駐車区間制度の普及(交通安全施設整備事業の一部) | 1,800,271 (一部) | 2,069,661 (一部) | 妊産婦が日常生活において利用する公的な施設等において安全かつ容易に駐車できる場所を確保する。 | 警察本部 交通規制課 |
| 198 | VI安全・安心な生活環境の整備 | ②子育て等を支援する生活環境の整備 | (4)安全安心なまちづくりの推進 | 交通バリアフリー推進事業 | 124,380 | 10,200 | 公共交通利用者が安全で円滑に移動できるよう、ノンステップバス及びユニバーサルデザインタクシーの導入や鉄道駅のバリアフリー化設備整備に対する助成を行う。 | 交通政策課 |
| 199 | VI安全・安心な生活環境の整備 | ②子育て等を支援する生活環境の整備 | (4)安全安心なまちづくりの推進 | 芳賀・宇都宮LRT整備事業費補助金 | 630,000 | 452,000 | バリアフリーに対応した車両や停留場を有するLRTの導入を支援するため、宇都宮市及び芳賀市が実施するLRT整備事業に対する助成を行う。 | 交通政策課 |
| 200 | VI安全・安心な生活環境の整備 | ②子育て等を支援する生活環境の整備 | (4)安全安心なまちづくりの推進 | 快適で安全な道づくり事業 | 再掲 (No.192) | 再掲 (No.192) | 県民の安全で安心な暮らしを支える道づくり(歩道等の整備、交通弱者に対する歩行環境の確保等)を推進する。 | 道路整備課 |
| 201 | VII仕事と家庭との両立の支援 | ①働き方の見直し | (1)労働時間短縮の促進 | 「働き方改革」推進本部要請行動 | ゼロ予算 | ゼロ予算 | 「働き方改革」の実現に向け、県内主要労使団体及び企業への協力要請を実施 | 労働政策課 |
| 202 | VII仕事と家庭との両立の支援 | ①働き方の見直し | (2)仕事と生活の両立に関する意識啓発の推進 | 男女共同参画地域推進員スキルアップ講座(女性活躍応援事業費) | 再掲 (No.2) | 再掲 (No.2) | ・男女共同参画地域推進員や地域で男女共同参画を推進することに意欲のある者を対象に、活動に必要な知識や技法を習得し、地域のリーダーとして活躍できる人材を育成する。 | 人権・青少年 女参画課 |
| 203 | VII仕事と家庭との両立の支援 | ①働き方の見直し | (2)仕事と生活の両立に関する意識啓発の推進 | 男性のワーク・ライフ・バランス講座(女性活躍応援事業費) | 155 | 146 | 30～40代の働く男性を対象に、実技も交えながら、仕事と家事・介護との両立のための知識等を学ぶことができる講座を開催する。 | 人権・青少年 女参画課 |
| 204 | VII仕事と家庭との両立の支援 | ①働き方の見直し | (2)仕事と生活の両立に関する意識啓発の推進 | キャリア・マネジメント講座(女性活躍応援事業費) | 489 | 490 | 企業等で活躍が期待されている女性を対象に、活躍しようとするモチベーションを高め、ワーク・ライフ・バランスの重要性を理解し、併せて必要な知識を習得する講座等を開催する。 | 人権・青少年 女参画課 |
| 205 | VII仕事と家庭との両立の支援 | ①働き方の見直し | (2)仕事と生活の両立に関する意識啓発の推進 | 若者のキャリアデザイン講座(女性活躍応援事業費) | 1,599 | 1,599 | 大学生等を対象に、キャリアコンサルティングや女性のロールモデルから様々な働き方を学ぶ講座を開催する。 | 人権・青少年 女参画課 |
| 206 | VII仕事と家庭との両立の支援 | ①働き方の見直し | (2)仕事と生活の両立に関する意識啓発の推進 | 働き方改革応援事業 | 13,457 | 11,517 | 働き方改革に関する各種事業を実施 ・県内企業の働き方改革に対する理解を深めるための「働き方改革セミナー」の開催 ・企業内で働き方改革を推進する立場にあるリーダー(人事労務担当者等)を対象とした「働き方改革推進リーダー養成講座」の開催 ・県内企業の働き方改革の好事例を取りまとめた「働き方改革好事例集」の作成 ・女性が働きやすい環境づくりのため企業に専門家を派遣し助言する「女性が働きやすい企業推進アドバイザー派遣」の実施 ・県内企業のテレワーク導入支援のための「テレワーク導入支援セミナー」の開催 | 労働政策課 |
| 207 | VII仕事と家庭との両立の支援 | ①働き方の見直し | (2)仕事と生活の両立に関する意識啓発の推進 | 仕事と家庭の両立支援普及啓発事業 | ゼロ予算 | ゼロ予算 | 事業所における労働環境の整備促進と労働者への意識啓発 ・仕事と家庭の両立に関するメールマガジン ・県ホームページへの好事例等掲載 | 労働政策課 |

| No. | 施策の基本的方向 | 施策の展開 | | 事業名 | R2予算額 (千円) | R3予算額 (千円) | 事業内容 | 所管課 |
|-----|---------------|--------------------|-----------------------------------|------------------------------------|----------------|----------------|---|-----------------|
| | | 取組の方向 | 主な取組 | | | | | |
| 208 | Ⅶ仕事と家庭との両立の支援 | ①働き方の見直し | (2)仕事と生活の両立に関する意識啓発の推進 (3)家庭の日 | 子育て環境づくり推進費 | 再掲 (No.4) | 再掲 (No.4) | 子育てに関する父親の役割等を示した「父子手帳」を県ホームページに掲載し、子育てへの父親の主体的な関与を促進する。 | こども政策課 |
| 209 | Ⅶ仕事と家庭との両立の支援 | ①働き方の見直し | | ふれあい育心「家庭の日」普及啓発事業 | 166 | 169 | 「家庭の日」(毎月第3日曜日)の一層の定着を図り、家族の絆の意義と家庭と地域社会とのつながりの重要性をアピールする。 ①総日記コンテストの実施 ②普及啓発チラシ等の作成・配布 ③県有施設小料金優待制度の実施(14施設) ④市町、企業、団体等に対する「家庭の日」の取組の要請 等 | 人権・青少年男 女参画課 |
| 210 | Ⅶ仕事と家庭との両立の支援 | ②仕事と子育ての両立のための環境整備 | (1)子育てしやすい職場環境等の整備促進 | とちぎ女性活躍応援団事業 (女性活躍応援事業費) | 1,786 | 1,558 | 女性の活躍を含めた働き方改革にオール栃木体制で取り組んでいくため、官民連携により、「とちぎ女性活躍応援団」を運営することにより、県内の機運醸成を図る。 | 人権・青少年男 女参画課 |
| 211 | Ⅶ仕事と家庭との両立の支援 | ②仕事と子育ての両立のための環境整備 | (1)子育てしやすい職場環境等の整備促進 | 男女生き生き企業認定・表彰事業 (女性活躍応援事業費) | 172 | 172 | 女性の活躍やワーク・ライフ・バランスの推進等に取り組む企業等を、「男女生き生き企業」として認定し、さらに、特に優れた取組みを行う企業を表彰することにより、県内企業の取組意欲を喚起する。 | 人権・青少年男 女参画課 |
| 212 | Ⅶ仕事と家庭との両立の支援 | ②仕事と子育ての両立のための環境整備 | (1)子育てしやすい職場環境等の整備促進 | 働き方改革応援事業 | 再掲 (No.206) | 再掲 (No.206) | 働き方改革に関する各種事業を実施 ・県内企業の働き方改革に対する理解を深めるための「働き方改革セミナー」の開催 ・企業内で働き方改革を推進する立場にあるリーダー(人事労務担当者等)を対象とした「働き方改革推進リーダー養成講座」の開催 ・県内企業の働き方改革の好事例を取りまとめた「働き方改革好事例集」の作成 ・女性が働きやすい環境づくりのため企業に専門家を派遣し助言する「女性が働きやすい企業推進アドバイザー派遣」の実施 ・県内企業のテレワーク導入支援のための「テレワーク導入支援セミナー」の開催 | 労働政策課 |
| 213 | Ⅶ仕事と家庭との両立の支援 | ②仕事と子育ての両立のための環境整備 | (1)子育てしやすい職場環境等の整備促進 | 仕事と家庭の両立支援普及啓発事業 | 再掲 (No.207) | 再掲 (No.207) | 事業所における労働環境の整備促進と労働者への意識啓発 ・仕事と家庭の両立に関するメールマガジン ・県ホームページへの好事例等掲載 | 労働政策課 |
| 214 | Ⅶ仕事と家庭との両立の支援 | ②仕事と子育ての両立のための環境整備 | (1)子育てしやすい職場環境等の整備促進 | 仕事と家庭の両立支援普及啓発事業 | ゼロ予算 | ゼロ予算 | 「いい仕事いい家庭」つぎとちぎ宣言」企業を募集する。 | 労働政策課 |
| 215 | Ⅶ仕事と家庭との両立の支援 | ②仕事と子育ての両立のための環境整備 | (1)子育てしやすい職場環境等の整備促進 | とちぎ働きやすい企業普及推進事業 | ゼロ予算 | ゼロ予算 | 従業員の子育てへの配慮、女性の能力発揮等の様々な課題に取り組む企業を募集し、HPIにより紹介する。 | 労働政策課 |
| 216 | Ⅶ仕事と家庭との両立の支援 | ②仕事と子育ての両立のための環境整備 | (2)女性の再就職への支援 | 男女共同参画地域推進員スキルアップ講座 (女性活躍応援事業費) | 再掲 (No.2) | 再掲 (No.2) | ・男女共同参画地域推進員や地域で男女共同参画を推進することに意欲のある若者を対象に、活動に必要な知識や技法を習得し、地域のリーダーとして活躍できる人材を育成する。 | 人権・青少年男 女参画課 |
| 217 | Ⅶ仕事と家庭との両立の支援 | ②仕事と子育ての両立のための環境整備 | (2)女性の再就職への支援 | 再チャレンジ支援 (男女共同参画推進事業費)(財団) | 417 | 395 | 女性の社会参加やエンパワーメントを促進するため、子育て孤立化の防止や、就業に必要な知識や技能の習得を旨とした講座を提供し、再チャレンジを支援するための講座を開催する。 | 人権・青少年男 女参画課 |
| 218 | Ⅶ仕事と家庭との両立の支援 | ②仕事と子育ての両立のための環境整備 | (2)女性の再就職への支援 | おしごと相談ルーム (女性活躍応援事業費) | 641 | 641 | 女性活躍を推進する上で重要な要素である女性の就労促進に取り組むため、キャリアアップセミナーを配置する。 | 人権・青少年男 女参画課 |
| 219 | Ⅶ仕事と家庭との両立の支援 | ②仕事と子育ての両立のための環境整備 | (2)女性の再就職への支援 | キャリアアップ支援 (男女共同参画推進事業費)(財団) | 186 | 183 | 就業や自主活動を行う上での実践力を向上させるため、必要な知識や技能の習得を支援するための講座を開催する。 | 人権・青少年男 女参画課 |

| No. | 施策の基本的方向 | 施策の展開 | | 事業名 | R2予算額 (千円) | R3予算額 (千円) | 事業内容 | 所管課 |
|-----|---------------------|--------------------|----------------------------|---|---------------|---------------|--|-------------|
| | | 取組の方向 | 主な取組 | | | | | |
| 220 | Ⅶ仕事と家庭との両立の支援 | ②仕事と子育ての両立のための環境整備 | (2)女性の再就職への支援 | イクメン応援講座 (女性活躍応援事業費) | 再掲 (No.1) | 再掲 (No.1) | イクメンやイクボスの養成を図るための講座等の開催により、男性の子育て参加の機運醸成を行う。 | 人権・青少年男女参画課 |
| 221 | Ⅶ仕事と家庭との両立の支援 | ②仕事と子育ての両立のための環境整備 | (2)女性の再就職への支援 | 女性のためのインターネットを活用した子育て講座 (女性活躍応援事業費) | 99 | - | | 人権・青少年男女参画課 |
| 222 | Ⅶ仕事と家庭との両立の支援 | ②仕事と子育ての両立のための環境整備 | (3)多様な働き方に対応した教育・保育サービスの充実 | 地域子ども・子育て支援事業 | 再掲 (No.91) | 再掲 (No.91) | 市町が実施する全ての子育て家庭を支援するために必要な事業(延長保育事業、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業等)に要する経費を助成する(子育て世代包括支援センター事業を含む。) | こども政策課 |
| 223 | Ⅷ.1保護を必要とする子ども等への支援 | ①児童虐待防止対策の充実 | (1)児童相談所の体制強化 | 相談機能強化事業 | 2,545 | 2,989 | 各種研修会等への参加により、児童相談所職員の専門性や相談技術の向上させる。 | こども政策課 |
| 224 | Ⅷ.1保護を必要とする子ども等への支援 | ①児童虐待防止対策の充実 | (1)児童相談所の体制強化 | 児童相談所法的機能強化事業 | 1,892 | 1,892 | 児童虐待対応等の児童相談所業務のうち、法律に関する専門的な知識・経験を要する業務について、より迅速・的確に対応するため、中央児童相談所に非常勤弁護士を配置する。 | こども政策課 |
| 225 | Ⅷ.1保護を必要とする子ども等への支援 | ①児童虐待防止対策の充実 | (1)児童相談所の体制強化 | 安全確認のための体制整備事業 | 7,076 | 7,134 | 児童虐待通告のあった児童の安全確認の強化等を目的として非常勤職員を配置する。 | こども政策課 |
| 226 | Ⅷ.1保護を必要とする子ども等への支援 | ①児童虐待防止対策の充実 | (1)児童相談所の体制強化 | 被虐待児フォローアップ事業 | 386 | 386 | 虐待による心の傷や家族からの分離による心の不安を持つ施設入所の被虐待児に対して、心理的治療援助を行う。 | こども政策課 |
| 227 | Ⅷ.1保護を必要とする子ども等への支援 | ①児童虐待防止対策の充実 | (1)児童相談所の体制強化 | スーパーバイズ機能強化事業 | 273 | 273 | 各種の児童問題に対して高度の専門的知識、技術を要する事例に対する外部の専門家から助言を受ける。 | こども政策課 |
| 228 | Ⅷ.1保護を必要とする子ども等への支援 | ①児童虐待防止対策の充実 | (1)児童相談所の体制強化 | 家族支援事業 | 1,788 | 1,788 | 虐待の再発防止と親子関係再構築のため、NPO法人等に委託して保護者への治療的・教育的プログラム等を実施するとともに、大学に委託し、保護者等へのカウンセリングを実施する。 | こども政策課 |
| 229 | Ⅷ.1保護を必要とする子ども等への支援 | ①児童虐待防止対策の充実 | (1)児童相談所の体制強化 | 365日相談体制整備事業 | 9,450 | 10,023 | 保護者や児童本人からの相談に応じるため、電話相談員を配置して365日(午前9時～午後8時)「テレホン児童相談」を実施する。 | こども政策課 |
| 230 | Ⅷ.1保護を必要とする子ども等への支援 | ①児童虐待防止対策の充実 | (1)児童相談所の体制強化 | 児童虐待・夜間休日相談体制整備事業費 | 9,568 | 9,568 | 夜間・休日における児童虐待緊急ダイヤルを設置し、24時間体制で通告や相談等を受理する。 | こども政策課 |
| 231 | Ⅷ.1保護を必要とする子ども等への支援 | ①児童虐待防止対策の充実 | (2)市町や関係機関との役割分担及び連携の推進 | とちぎ男女共同参画センター相談支援事業 (とちぎ男女共同参画センター相談支援費) | 39,630 | 40,524 | 家庭・夫婦の問題、DVに関すること、人間関係その他女性の様々な相談に対して、電話・面談で対応し、関係機関と連携しながら助言・指導、情報提供等を行うほか、女性弁護士による法律相談や女性医師による健康相談も行う。 | 人権・青少年男女参画課 |
| 232 | Ⅷ.1保護を必要とする子ども等への支援 | ①児童虐待防止対策の充実 | (2)市町や関係機関との役割分担及び連携の推進 | 発達障害者支援事業費 | 再掲 (No.48) | 再掲 (No.48) | 自閉症をはじめとする発達障害に関する相談、就労に関する支援、普及啓発等を実施する。 | 障害福祉課 |
| 233 | Ⅷ.1保護を必要とする子ども等への支援 | ①児童虐待防止対策の充実 | (2)市町や関係機関との役割分担及び連携の推進 | 連携強化事業 | 873 | 873 | 主任児童委員研修や市町村職員研修を実施する。 | こども政策課 |

| No. | 施策の基本的方向 | 施策の展開 | | 事業名 | R2予算額 (千円) | R3予算額 (千円) | 事業内容 | 所管課 |
|-----|----------------------|--------------|-----------------------------|----------------------|----------------|----------------|--|--------|
| | | 取組の方向 | 主な取組 | | | | | |
| 234 | Ⅷ-1 保護を必要とする子ども等への支援 | ①児童虐待防止対策の充実 | (2)市町や関係機関との役割分担及び連携の推進 | 市町虐待対応力強化支援事業 | 4,374 | 3,447 | 児童相談に関する専門的知識や児童相談所における経験を有する支援員を市町に派遣し、相談対応や援助技術等を支援し、児童虐待等児童相談の対応力向上と専門性を強化する。 | こども政策課 |
| 235 | Ⅷ-1 保護を必要とする子ども等への支援 | ②社会的養育体制の充実 | (1)子どもの権利擁護の推進 | 未成年後見人支援事業 | 1,200 | 2,160 | 入所児童等の未成年後見人の選任に際し、未成年後見人に対する報酬及び損害賠償保険料を補助する。 | こども政策課 |
| 236 | Ⅷ-1 保護を必要とする子ども等への支援 | ②社会的養育体制の充実 | (2)市町の子どもの家庭支援体制の強化 | 連携強化事業 | 再掲 (No.233) | 再掲 (No.233) | 主任児童委員研修や市町村職員研修を実施する。 | こども政策課 |
| 237 | Ⅷ-1 保護を必要とする子ども等への支援 | ②社会的養育体制の充実 | (2)市町の子どもの家庭支援体制の強化 | 子どもの居場所づくりサポート事業 | 7,114 | 504 | 市町が実施する支援の必要な子どもの健全な成長と自立を促すための居場所づくりの運営の担い手を育成・支援する。 | こども政策課 |
| 238 | Ⅷ-1 保護を必要とする子ども等への支援 | ②社会的養育体制の充実 | (2)市町の子どもの家庭支援体制の強化 | 市町虐待対応力強化支援事業 | 再掲 (No.234) | 再掲 (No.234) | 児童相談に関する専門的知識や児童相談所における経験を有する支援員を市町に派遣し、相談対応や援助技術等を支援し、児童虐待等児童相談の対応力向上と専門性を強化する。 | こども政策課 |
| 239 | Ⅷ-1 保護を必要とする子ども等への支援 | ②社会的養育体制の充実 | (2)市町の子どもの家庭支援体制の強化 | 児童家庭支援センター運営等事業 | 39,208 | 44,105 | 地域に密着した相談を行う児童家庭支援センターの運営に対し助成する。 | こども政策課 |
| 240 | Ⅷ-1 保護を必要とする子ども等への支援 | ②社会的養育体制の充実 | (3)里親等への委託の推進 | 里親登録推進事業 里親委託促進事業 | 631 | 551 | 里親制度の普及啓発を図るためのPRチラシの作成及び家庭養護を推進するための里親と委託児童とのふれあい体験事業を実施する。 | こども政策課 |
| 241 | Ⅷ-1 保護を必要とする子ども等への支援 | ②社会的養育体制の充実 | (3)里親等への委託の推進 | 里親研修事業 | 763 | - | 新規里親登録及び専門里親登録等に必要な各種研修を実施する。 | こども政策課 |
| 242 | Ⅷ-1 保護を必要とする子ども等への支援 | ②社会的養育体制の充実 | (3)里親等への委託の推進 | フォスタリング業務推進事業 | - | 35,221 | 里親制度の普及啓発や研修・トレーニング、委託後の支援等、一連の里親支援を一貫した体制で包括的に実施するフォスタリング機関を設置する。 | こども政策課 |
| 243 | Ⅷ-1 保護を必要とする子ども等への支援 | ②社会的養育体制の充実 | (3)里親等への委託の推進 | 里親フォローアップ事業 | 578 | 558 | 里親委託推進員及び里親アドバイザーを設置し、里親委託の促進及び委託後のフォローのための相談支援体制を構築する。 | こども政策課 |
| 244 | Ⅷ-1 保護を必要とする子ども等への支援 | ②社会的養育体制の充実 | (4)乳児院・児童養護施設の小規模化・多機能化等の促進 | 児童養護施設等職員研修事業 | 6,332 | 5,003 | 施設職員の研修等を行う。 | こども政策課 |
| 245 | Ⅷ-1 保護を必要とする子ども等への支援 | ②社会的養育体制の充実 | (4)乳児院・児童養護施設の小規模化・多機能化等の促進 | 施設職員処遇援助事業 | 462 | 462 | 施設職員の研修及び困難事例の検討等を行う。 | こども政策課 |
| 246 | Ⅷ-1 保護を必要とする子ども等への支援 | ②社会的養育体制の充実 | (4)乳児院・児童養護施設の小規模化・多機能化等の促進 | 児童福祉施設整備助成費(児童養護施設) | 256,449 | - | | こども政策課 |
| 247 | Ⅷ-1 保護を必要とする子ども等への支援 | ②社会的養育体制の充実 | (4)乳児院・児童養護施設の小規模化・多機能化等の促進 | 児童保護措置費(乳児院・児童養護施設) | 3,383,645 | 3,930,159 | 乳児院・児童養護施設措置に要する経費を支給する。 | こども政策課 |

| No. | 施策の基本的方向 | 施策の展開 | | 事業名 | R2予算額 (千円) | R3予算額 (千円) | 事業内容 | 所管課 |
|-----|----------------------|-------------|-----------------------------|--------------------|----------------|----------------|--|--------|
| | | 取組の方向 | 主な取組 | | | | | |
| 248 | Ⅷ.1 保護を必要とする子ども等への支援 | ②社会的養育体制の充実 | (4)乳児院・児童養護施設の小規模化・多機能化等の促進 | 児童保護措置費(児童心理治療施設等) | 255,166 | 462,995 | 児童心理治療施設、児童自立支援施設、里親、ファミリーホーム等に要する経費を支給する。(3号、乳児院、施設、自立援助ホーム、保護所以外) | こども政策課 |
| 249 | Ⅷ.1 保護を必要とする子ども等への支援 | ②社会的養育体制の充実 | (5)社会的養護自立支援の推進 | 退所児童・大学生等進学応援事業 | 13,085 | 14,645 | 児童養護施設等の入所児童の大学生等進学時に入学一時金や生活費等を給付する。 | こども政策課 |
| 250 | Ⅷ.1 保護を必要とする子ども等への支援 | ②社会的養育体制の充実 | (5)社会的養護自立支援の推進 | 退所児童等の社会的自立支援事業 | 3,000 | 3,000 | 児童養護施設等が組合員となり設立された「とちぎユースアフターケア事業協同組合」において児童養護施設退所児童等に対する生活資金等の貸付事業を実施する。 | こども政策課 |
| 251 | Ⅷ.1 保護を必要とする子ども等への支援 | ②社会的養育体制の充実 | (5)社会的養護自立支援の推進 | 社会的養護自立支援事業 | 15,795 | 15,795 | 引き続き支援が必要な22歳までの児童養護施設退所者等に対し、生活相談、就労相談及び経済的支援を支援コーディネーターが統括して実施する。 | こども政策課 |
| 252 | Ⅷ.1 保護を必要とする子ども等への支援 | ②社会的養育体制の充実 | (5)社会的養護自立支援の推進 | 就学者自立生活援助事業 | 29,297 | 13,751 | 自立援助ホームから大学等に就学する20歳到達後から22歳までの者に対する、生活費や資格取得費等の経済的支援を実施する。 | こども政策課 |
| 253 | Ⅷ.1 保護を必要とする子ども等への支援 | ②社会的養育体制の充実 | (5)社会的養護自立支援の推進 | 身元保証人確保対策事業 | 325 | 245 | 子どもの児童養護施設等からの自立に際し、施設長等が就職時の身元保証人又は住居賃借時の連帯保証人となる場合、損害保険加入に必要な金額を県が負担する。 | こども政策課 |
| 254 | Ⅷ.1 保護を必要とする子ども等への支援 | ②社会的養育体制の充実 | (5)社会的養護自立支援の推進 | 児童保護措置費(自立援助ホーム) | 111,753 | 131,040 | 自立援助ホーム措置等に要する経費を支給する。 | こども政策課 |
| 255 | Ⅷ.1 保護を必要とする子ども等への支援 | ②社会的養育体制の充実 | (6)児童相談所の強化 | 相談機能強化事業 | 再掲 (No.223) | 再掲 (No.223) | 各種研修会等への参加により、児童相談所職員の専門性や相談技術の向上させる。 | こども政策課 |
| 256 | Ⅷ.1 保護を必要とする子ども等への支援 | ②社会的養育体制の充実 | (6)児童相談所の強化 | 児童相談所法的機能強化事業 | 再掲 (No.224) | 再掲 (No.224) | 児童虐待対応等の児童相談所業務のうち、法律に関する専門的な知識・経験を要する業務について、より迅速・的確に対応するため、中央児童相談所に非常勤弁護士を配置する。 | こども政策課 |
| 257 | Ⅷ.1 保護を必要とする子ども等への支援 | ②社会的養育体制の充実 | (6)児童相談所の強化 | 安全確認のための体制整備事業 | 再掲 (No.225) | 再掲 (No.225) | 児童虐待通告のあった児童の安全確認の強化等を目的として非常勤職員を配置する。 | こども政策課 |
| 258 | Ⅷ.1 保護を必要とする子ども等への支援 | ②社会的養育体制の充実 | (6)児童相談所の強化 | 被虐待児フォローアップ事業 | 再掲 (No.226) | 再掲 (No.226) | 虐待による心の傷や家族からの分離による心の不安を持つ施設入所の被虐待児に対して、心理的治療援助を行う。 | こども政策課 |
| 259 | Ⅷ.1 保護を必要とする子ども等への支援 | ②社会的養育体制の充実 | (6)児童相談所の強化 | スーパーバイズ機能強化事業 | 再掲 (No.227) | 再掲 (No.227) | 各種の児童問題に対して高度の専門的知識、技術を要する事例に対する外部の専門家から助言を受ける。 | こども政策課 |
| 260 | Ⅷ.1 保護を必要とする子ども等への支援 | ②社会的養育体制の充実 | (6)児童相談所の強化 | 家族支援事業 | 再掲 (No.228) | 再掲 (No.228) | 虐待の再発防止と親子関係再構築のため、NPO法人等に委託して保護者への治療的・教育的プログラム等を実施するとともに、大学に委託し、保護者等へのカウンセリングを実施する。 | こども政策課 |
| 261 | Ⅷ.1 保護を必要とする子ども等への支援 | ②社会的養育体制の充実 | (6)児童相談所の強化 | 児童相談所整備費 | 190,593 | 339,447 | 県北児童相談所の整備等を行う。 | こども政策課 |

| No. | 施策の基本的方向 | 施策の展開 | | 事業名 | R2予算額 (千円) | R3予算額 (千円) | 事業内容 | 所管課 |
|-----|------------------------|------------------|----------------------------|---------------------|---------------|---------------|--|------------------|
| | | 取組の方向 | 主な取組 | | | | | |
| 262 | Ⅷ.1保護を必要とする子ども等への支援 | ③障害児施策の充実 | (1)在宅障害児に対する支援 | 医療的ケア児支援事業費 | 7,921 | 7,025 | 障害福祉サービスの短期入所事業所における医療的ケア児の受入促進を図るとともに、医療的ケア児を支援する人材の養成、関係機関の協議の場の設置を促進する。 | 障害福祉課 |
| 263 | Ⅷ.1保護を必要とする子ども等への支援 | ③障害児施策の充実 | (1)在宅障害児に対する支援 | 発達障害者支援事業費 | 再掲 (No.48) | 再掲 (No.48) | 自閉症をはじめとする発達障害に関する相談、就労に関する支援、普及・啓発及び研修等を実施する。 | 障害福祉課 |
| 264 | Ⅷ.1保護を必要とする子ども等への支援 | ③障害児施策の充実 | (2)学校における障害のある児童等に対する教育的支援 | 校内支援体制の強化充実 | 402 | 1,095 | 障害のある児童生徒に対する支援体制の確立に向け、小・中・高等学校の管理職の教育支援に関する理解促進、特別支援学級担当等の実践的指導力向上、高等学校における特別支援教育の推進を図る。 | 教育委員会 特別支援教育室 |
| 265 | Ⅷ.1保護を必要とする子ども等への支援 | ③障害児施策の充実 | (2)学校における障害のある児童等に対する教育的支援 | 発達障害専門家等の派遣 | 269 | 556 | 幼稚園・小学校・中学校・高等学校等に在籍する、発達障害の可能性のある幼児児童生徒への支援を充実させるため、専門家を派遣する。 | 教育委員会 特別支援教育室 |
| 266 | Ⅷ.1保護を必要とする子ども等への支援 | ③障害児施策の充実 | (2)学校における障害のある児童等に対する教育的支援 | 特別支援学校センター的機能充実事業 | 再掲 (No.48) | 再掲 (No.48) | 特別支援学校が、障害のある幼児とその保護者、幼稚園・小学校・中学校・高等学校等に対する専門的な支援を行う。 | 教育委員会 特別支援教育室 |
| 267 | Ⅷ.1保護を必要とする子ども等への支援 | ③障害児施策の充実 | (2)学校における障害のある生徒等に対する教育的支援 | 職業教育の推進 | 7,788 | 8,022 | 特別支援学校(知的障害)高等部において、企業等の外部専門家の活用により、企業二一スに応じた職業教育の充実を図る。 | 教育委員会 特別支援教育室 |
| 268 | Ⅷ.2子育て家庭等の生活の安定と自立への支援 | ①ひとり親家庭等の自立支援の推進 | (1)相談機能の充実 | 母子家庭等就業・自立支援センター事業 | 16,969 | 15,996 | ひとり親家庭等の生活の安定と福祉の向上を図るため、就業相談、就業支援講習、就業情報提供などの一貫した就業支援を実施するとともに、養育費の取り決めなどの専門相談を行い、ひとり親の自立支援を総合的に行う。 | こども政策課 |
| 269 | Ⅷ.2子育て家庭等の生活の安定と自立への支援 | ①ひとり親家庭等の自立支援の推進 | (1)相談機能の充実 | 母子・父子自立支援員配置事業 | 13,614 | 13,592 | 各健康福祉センターに母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭及び寡婦の自立に必要な情報提供、相談指導等を実施する。 | こども政策課 |
| 270 | Ⅷ.2子育て家庭等の生活の安定と自立への支援 | ①ひとり親家庭等の自立支援の推進 | (1)相談機能の充実 | 「ひとり親家庭等のしおり」の作成・配布 | ゼロ予算 | ゼロ予算 | 「ひとり親家庭等のしおり」の作成し、配布する。 | こども政策課 |
| 271 | Ⅷ.2子育て家庭等の生活の安定と自立への支援 | ①ひとり親家庭等の自立支援の推進 | (2)子育て・生活支援の充実 | 県営住宅管理事業 | ゼロ予算 | ゼロ予算 | 子育て世帯の県営住宅への入居資格(収入基準)の緩和や多子世帯の県営住宅への優先入居を行う。 | 住宅課 |
| 272 | Ⅷ.2子育て家庭等の生活の安定と自立への支援 | ①ひとり親家庭等の自立支援の推進 | (2)子育て・生活支援の充実 | ひとり親家庭等日常生活支援事業 | 1,272 | 1,266 | ひとり親家庭等が、修学等の自立促進や疾病等により生活援助、保育サービスが必要な場合や、日常生活に支障が生じた場合に、家庭生活支援員を派遣し支援を行う。 | こども政策課 |
| 273 | Ⅷ.2子育て家庭等の生活の安定と自立への支援 | ①ひとり親家庭等の自立支援の推進 | (2)子育て・生活支援の充実 | 母子父子寡婦福祉資金貸付事業 | 613,350 | 556,110 | 母子、父子及び寡婦家庭の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の向上を図るため、各種資金の貸付けを行う。 | こども政策課 |
| 274 | Ⅷ.2子育て家庭等の生活の安定と自立への支援 | ①ひとり親家庭等の自立支援の推進 | (2)子育て・生活支援の充実 | 児童保護措置費(母子生活支援施設) | 38,478 | 33,930 | 母子自立支援施設設置等に要する経費を支給する。 | こども政策課 |
| 275 | Ⅷ.2子育て家庭等の生活の安定と自立への支援 | ①ひとり親家庭等の自立支援の推進 | (3)就業支援対策の充実 | 離職者等再就職訓練事業費 | 11,949 | 11,220 | ひとり親家庭の親等が就職に必要な知識・技術を取得できるよう、民間の教育機関を活用した委託訓練(一時託児サービス付き)を実施する。 | 労働政策課 |

| No. | 施策の基本的方向 | 施策の展開 | | 事業名 | R2予算額 (千円) | R3予算額 (千円) | 事業内容 | 所管課 |
|-----|------------------------|------------------|----------------|-----------------------|----------------|----------------|--|--------|
| | | 取組の方向 | 主な取組 | | | | | |
| 276 | Ⅷ 2子育て家庭等の生活の安定と自立への支援 | ①ひとり親家庭等の自立支援の推進 | (3)就業支援対策の充実 | 母子家庭等就業・自立支援センター事業 | 再掲 (No.268) | 再掲 (No.268) | ひとり親家庭等の生活の安定と福祉の向上を図るため、就業相談、就業支援講習、就業情報提供などの一貫した就業支援を実施するとともに、養育費の取り決めなどの専門相談を行い、ひとり親の自立支援を総合的に行う。 | こども政策課 |
| 277 | Ⅷ 2子育て家庭等の生活の安定と自立への支援 | ①ひとり親家庭等の自立支援の推進 | (3)就業支援対策の充実 | 母子・父子自立支援員配置事業 | 再掲 (No.269) | 再掲 (No.269) | 各健康福祉センターに母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭及び寡婦の自立に必要な情報提供、相談指導等を実施する。 | こども政策課 |
| 278 | Ⅷ 2子育て家庭等の生活の安定と自立への支援 | ①ひとり親家庭等の自立支援の推進 | (3)就業支援対策の充実 | 母子家庭等自立支援給付金事業 | 10,709 | 16,339 | 母子家庭の母等の雇用の安定と就業促進を図るため、母子家庭等自立支援給付金(自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金)を支給する。 | こども政策課 |
| 279 | Ⅷ 2子育て家庭等の生活の安定と自立への支援 | ①ひとり親家庭等の自立支援の推進 | (3)就業支援対策の充実 | ひとり親高卒程度認定試験合格支援給付金事業 | 150 | 150 | ひとり親家庭の親又は子が高卒認定試験の合格を目指す場合、対策講座受講費用の一部を支給する。 | こども政策課 |
| 280 | Ⅷ 2子育て家庭等の生活の安定と自立への支援 | ①ひとり親家庭等の自立支援の推進 | (3)就業支援対策の充実 | 特定者資格証明書発行 | ゼロ予算 | ゼロ予算 | 児童扶養手当受給者に対し、JR運賃通勤定期代が割引になる「特定資格証明書」を市町を通して発行する。 | こども政策課 |
| 281 | Ⅷ 2子育て家庭等の生活の安定と自立への支援 | ①ひとり親家庭等の自立支援の推進 | (4)養育費確保に向けた支援 | 母子家庭等就業・自立支援センター事業 | 再掲 (No.268) | 再掲 (No.268) | ひとり親家庭等の生活の安定と福祉の向上を図るため、就業相談、就業支援講習、就業情報提供などの一貫した就業支援を実施するとともに、養育費の取り決めなどの専門相談を行い、ひとり親の自立支援を総合的に行う。 | こども政策課 |
| 282 | Ⅷ 2子育て家庭等の生活の安定と自立への支援 | ①ひとり親家庭等の自立支援の推進 | (5)経済的支援の充実 | 母子父子寡婦福祉資金貸付事業 | 再掲 (No.273) | 再掲 (No.273) | 母子、父子及び寡婦家庭の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の向上を図るため、各種資金の貸付けを行う。 | こども政策課 |
| 283 | Ⅷ 2子育て家庭等の生活の安定と自立への支援 | ①ひとり親家庭等の自立支援の推進 | (5)経済的支援の充実 | 児童扶養手当費 | 814,728 | 871,707 | 生活の安定と自律を促進し、児童の福祉の増進を図るため、児童扶養手当を支給する。 | こども政策課 |
| 284 | Ⅷ 2子育て家庭等の生活の安定と自立への支援 | ①ひとり親家庭等の自立支援の推進 | (5)経済的支援の充実 | ひとり親家庭医療対策費 | 237,362 | 234,519 | ひとり親家庭の生活の安定を図るため、医療費の自己負担分の一部を助成する市町に対し、助成額の1/2を補助する。 | こども政策課 |
| 285 | Ⅷ 2子育て家庭等の生活の安定と自立への支援 | ②子どもの貧困対策の推進 | (1)教育の支援 | 高等学校等就学支援金 | 4,336,506 | 4,165,473 | 私立高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るため、保護者等の収入が一定額未満の生徒に対して授業料支援として就学支援金を支給する。 | 文書学事課 |
| 286 | Ⅷ 2子育て家庭等の生活の安定と自立への支援 | ②子どもの貧困対策の推進 | (1)教育の支援 | 奨学のための給付金(私立)事業 | 224,311 | 267,020 | 授業料以外の教育に係る経済的負担を軽減するため、私立高等学校等に通う低所得世帯の生徒に対して奨学のための給付金を支給する。 | 文書学事課 |
| 287 | Ⅷ 2子育て家庭等の生活の安定と自立への支援 | ②子どもの貧困対策の推進 | (1)教育の支援 | 私立高等学校授業料減免補助金 | 1,505 | 19,961 | 私立高等学校等が低所得世帯の生徒に対して行う授業料減免事業に対し助成する。 | 文書学事課 |
| 288 | Ⅷ 2子育て家庭等の生活の安定と自立への支援 | ②子どもの貧困対策の推進 | (1)教育の支援 | 私立小中学校等児童生徒支援乗証事業費 | 9,838 | 5,911 | 私立小中学校に通う低所得世帯の児童生徒に対して授業料の軽減を図るため支援金を支給する。 | 文書学事課 |
| 289 | Ⅷ 2子育て家庭等の生活の安定と自立への支援 | ②子どもの貧困対策の推進 | (1)教育の支援 | 私立高等学校等学び直し支援金 | 3,664 | 4,545 | 高等学校等中退者が再び私立高等学校等で学び直す場合、卒業するまでの間(最長2年間)、授業料支援として高等学校等就学支援金相当額を支給する。 | 文書学事課 |

| No. | 施策の基本的方向 | 施策の展開 | | 事業名 | R2予算額 (千円) | R3予算額 (千円) | 事業内容 | 所管課 |
|-----|------------------------|--------------|----------|---------------------------|----------------|----------------|--|------------------|
| | | 取組の方向 | 主な取組 | | | | | |
| 290 | Ⅷ 2子育て家庭等の生活の安定と自立への支援 | ②子どもの貧困対策の推進 | (1)教育の支援 | 私立高等学校等入学料減免補助金 | 129,500 | 100,800 | 私立高等学校等が低所得世帯の生徒に対して行う入学料減免事業に対し助成する。 | 文書学事課 |
| 291 | Ⅷ 2子育て家庭等の生活の安定と自立への支援 | ②子どもの貧困対策の推進 | (1)教育の支援 | 高等教育(私立専門課程設置専修学校)修学支援事業費 | 617,402 | 580,172 | 私立専門学校が低所得世帯の学生に対して行う入学資金及び授業料の減免に対して助成する。 | 文書学事課 |
| 292 | Ⅷ 2子育て家庭等の生活の安定と自立への支援 | ②子どもの貧困対策の推進 | (1)教育の支援 | 生活困窮世帯への学習支援等事業 | 27,082 | 26,411 | 貧困の連鎖の防止を図るため、生活困窮世帯の子どもの対象とする学習支援等を実施する。 | 保健福祉課 |
| 293 | Ⅷ 2子育て家庭等の生活の安定と自立への支援 | ②子どもの貧困対策の推進 | (1)教育の支援 | スクールソーシャルワーカー活用事業費 | 11,865 | 54,566 | 貧困等の福祉的支援が必要な家庭に対し、福祉部局等と連携して、関係機関に向け取組を行うスクールソーシャルワーカーを配置する。 | 教育委員会 学校安全課 |
| 294 | Ⅷ 2子育て家庭等の生活の安定と自立への支援 | ②子どもの貧困対策の推進 | (1)教育の支援 | とらぎ学力向上推進事業費 | 288,588 | 295,960 | 県内全ての児童生徒の学力向上を図るため、悉皆による学力調査を要として、教師の指導力の向上を図る取組や学校の体制づくりを支援する学力向上システムを充実させる。 | 教育委員会 義務教育課 |
| 295 | Ⅷ 2子育て家庭等の生活の安定と自立への支援 | ②子どもの貧困対策の推進 | (1)教育の支援 | スクールカウンセラー等活用事業 | 再掲 (No.113) | 再掲 (No.113) | いじめ、不登校、友人関係等児童生徒指導上の課題を解決するため、小・中学校にスクールカウンセラーを配置する。 | 教育委員会 義務教育課 |
| 296 | Ⅷ 2子育て家庭等の生活の安定と自立への支援 | ②子どもの貧困対策の推進 | (1)教育の支援 | スクールカウンセラー配置事業費 | 再掲 (No.114) | 再掲 (No.114) | いじめ、暴力行為、児童虐待等児童生徒指導上の課題を解決するため、小・中・高等学校にスクールカウンセラーを配置する。 | 教育委員会 高校教育課 |
| 297 | Ⅷ 2子育て家庭等の生活の安定と自立への支援 | ②子どもの貧困対策の推進 | (1)教育の支援 | 高等学校等就学支援金支給事業費(学び直し支援金) | 1,920 | 1,920 | 高校等中退者が高校等に再び入学して学び直す場合、卒業するまで授業料(全日制:最長12月、定時制・通信制:最長24月)に係る支援をするための高等学校等就学支援金相当額を支給する。 | 教育委員会 高校教育課 |
| 298 | Ⅷ 2子育て家庭等の生活の安定と自立への支援 | ②子どもの貧困対策の推進 | (1)教育の支援 | 子どもの学びを支える地域教育促進事業(地域未来塾) | 256 | 0 | No.128学校と地域の連携・協働推進事業に統合。 | 教育委員会 生涯学習課 |
| 299 | Ⅷ 2子育て家庭等の生活の安定と自立への支援 | ②子どもの貧困対策の推進 | (1)教育の支援 | 教職員研修事業 | 再掲 (No.123) | 再掲 (No.123) | 教職員の資質・能力の向上を図るための基本研修及び専門研修を実施する。 | 教育委員会 総務課 |
| 300 | Ⅷ 2子育て家庭等の生活の安定と自立への支援 | ②子どもの貧困対策の推進 | (1)教育の支援 | 高校生の奨学のための給付金事業 | 396,420 | 495,991 | 授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる低所得世帯を対象に給付金を支給する。 | 教育委員会 総務課 |
| 301 | Ⅷ 2子育て家庭等の生活の安定と自立への支援 | ②子どもの貧困対策の推進 | (1)教育の支援 | 高等学校等修学奨励事業 | 44,556 | 43,736 | 勉学意欲がありながら経済的理由により高等学校等での修学が困難な者に対し、奨学金を貸与する。 | 教育委員会 総務課 |
| 302 | Ⅷ 2子育て家庭等の生活の安定と自立への支援 | ②子どもの貧困対策の推進 | (1)教育の支援 | 特別支援学校就学奨励費の支給 | 260,654 | 246,655 | 特別支援学校の児童生徒の保護者等に対し、教科用図書の購入費、学校給食費、寄宿舎居住に伴う経費、交通費等を支給する。 | 教育委員会 特別支援教育室 |
| 303 | Ⅷ 2子育て家庭等の生活の安定と自立への支援 | ②子どもの貧困対策の推進 | (1)教育の支援 | 退所児童大学等進学応援事業 | 再掲 (No.249) | 再掲 (No.249) | 児童養護施設等の入所児童の大学等進学時に入学一時金や生活費等を給付する。 | こども政策課 |

| No. | 施策の基本的方向 | 施策の展開 | | 事業名 | R2予算額 (千円) | R3予算額 (千円) | 事業内容 | 所管課 |
|-----|------------------------|--------------|-------------------|---|----------------|----------------|--|-------------|
| | | 取組の方向 | 主な取組 | | | | | |
| 304 | Ⅷ.2子育て家庭等の生活の安定と自立への支援 | ②子どもの貧困対策の推進 | (1)教育の支援 | 社会的養護自立支援事業 | 再掲 (No.251) | 再掲 (No.251) | 引き続き支援が必要な22歳までの児童養護施設退所者等に対し、生活相談、就労相談及び経済的支援を支援コーディネーターが統括して実施する。 | こども政策課 |
| 305 | Ⅷ.2子育て家庭等の生活の安定と自立への支援 | ②子どもの貧困対策の推進 | (1)教育の支援 | 就学者自立生活援助事業 | 再掲 (No.252) | 再掲 (No.252) | 自立援助ホームから大学等に就学する20歳到達後から22歳までの者に対する、生活費や資格取得費等の経済的支援を実施する。 | こども政策課 |
| 306 | Ⅷ.2子育て家庭等の生活の安定と自立への支援 | ②子どもの貧困対策の推進 | (1)教育の支援 | 母子父子寡婦福祉資金貸付事業 | 再掲 (No.273) | 再掲 (No.273) | 母子、父子及び寡婦家庭の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の向上を図るため、各種資金の貸付けを行う。 | こども政策課 |
| 307 | Ⅷ.2子育て家庭等の生活の安定と自立への支援 | ②子どもの貧困対策の推進 | (1)教育の支援 | ひとり親高卒程度認定試験合格支援給付金事業 | 再掲 (No.279) | 再掲 (No.279) | ひとり親家庭の親又は子が高卒認定試験の合格を目指す場合、対策講座受講費用の一部を支給 | こども政策課 |
| 308 | Ⅷ.2子育て家庭等の生活の安定と自立への支援 | ②子どもの貧困対策の推進 | (2)生活の安定に資するための支援 | とちぎ男女共同参画センター相談支援事業 (とちぎ男女共同参画センター相談支援費) | 再掲 (No.231) | 再掲 (No.231) | 家庭・夫婦の問題、DVに関する事、人間関係その他女性の様々な相談に対し、電話・面談で対応し、関係機関と連携しながら助言、指導、情報提供等を行うほか、女性弁護士による法律相談や女性医師による健康相談も行う。 | 人権・青少年男女参画課 |
| 309 | Ⅷ.3子育て家庭等の生活の安定と自立への支援 | ②子どもの貧困対策の推進 | (3)生活の安定に資するための支援 | とちぎ男女共同参画センター保護費 | 9,137 | 9,137 | 様々な問題を抱える女性の一時保護や長期保護を行う。 | 人権・青少年男女参画課 |
| 310 | Ⅷ.2子育て家庭等の生活の安定と自立への支援 | ②子どもの貧困対策の推進 | (2)生活の安定に資するための支援 | 民間支援団体等への一時保護業務等の委託 | 9,419 | 9,484 | DV被害者等の一時保護業務等を民間支援団体や母子生活支援施設への委託により行う。 | 人権・青少年男女参画課 |
| 311 | Ⅷ.3子育て家庭等の生活の安定と自立への支援 | ②子どもの貧困対策の推進 | (3)生活の安定に資するための支援 | DV被害者等自立生活支援事業 | 4,686 | 4,686 | DV被害者等(同伴児童を含む)の地域での自立に向けた取組支援業務を民間支援団体に対し委託により行う。 | 人権・青少年男女参画課 |
| 312 | Ⅷ.2子育て家庭等の生活の安定と自立への支援 | ②子どもの貧困対策の推進 | (2)生活の安定に資するための支援 | 地域の食と健康づくり推進事業 | 再掲 (No.61) | - | | 健康増進課 |
| 313 | Ⅷ.2子育て家庭等の生活の安定と自立への支援 | ②子どもの貧困対策の推進 | (2)生活の安定に資するための支援 | 未成年者に対する喫煙対策事業 | 再掲 (No.62) | - | | 健康増進課 |
| 314 | Ⅷ.2子育て家庭等の生活の安定と自立への支援 | ②子どもの貧困対策の推進 | (2)生活の安定に資するための支援 | 生活困窮者自立相談支援事業 | 38,918 | 42,324 | 生活困窮者の就労その他の自立に関する問題について相談に応じ、必要な情報提供及び助言を実施する。 | 保健福祉課 |
| 315 | Ⅷ.2子育て家庭等の生活の安定と自立への支援 | ②子どもの貧困対策の推進 | (2)生活の安定に資するための支援 | 生活困窮者家計相談支援事業 | 436 | 146 | 生活困窮者の家計に関する問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、家計に関する継続的な指導及び資金のあっせんを行う事業を実施する。 | 保健福祉課 |
| 316 | Ⅷ.2子育て家庭等の生活の安定と自立への支援 | ②子どもの貧困対策の推進 | (2)生活の安定に資するための支援 | 生活困窮世帯への学習支援等事業 | 再掲 (No.292) | 再掲 (No.292) | 貧困の連鎖の防止を図るため、生活困窮世帯の子どもを対象とする学習支援等を実施する。 | 保健福祉課 |
| 317 | Ⅷ.2子育て家庭等の生活の安定と自立への支援 | ②子どもの貧困対策の推進 | (2)生活の安定に資するための支援 | 生活困窮者住居確保給付金支給事業 | 1,127 | 37,224 | 生活困窮者のうち、離職等により経済的に困難し、現に居住する住宅の家賃を支払うことが困難となり、就職を容易にするために住居を確保する必要がある者に対して給付金を支給する事業を実施する。 | 保健福祉課 |

| No. | 施策の基本的方向 | 施策の展開 | | 事業名 | R2予算額 (千円) | R3予算額 (千円) | 事業内容 | 所管課 |
|-----|------------------------|--------------|----------------------------------|----------------------|----------------|----------------|--|--------|
| | | 取組の方向 | 主な取組 | | | | | |
| 318 | Ⅷ 2子育て家庭等の生活の安定と自立への支援 | ②子どもの貧困対策の推進 | (2)生活の安定に資するための支援 | 県営住宅管理事業 | ゼロ予算 | ゼロ予算 | 低所得にあるひとり親世帯の県営住宅への優先入居を行う。 | 住宅課 |
| 319 | Ⅷ 2子育て家庭等の生活の安定と自立への支援 | ②子どもの貧困対策の推進 | (2)生活の安定に資するための支援 | 住生活支援協議会による居住支援 | ゼロ予算 | ゼロ予算 | 栃木県住生活支援協議会と連携しながら、住宅確保要配慮者である子育て世帯の居住の安定を図るために、相談業務等の居住支援を行う。 | 住宅課 |
| 320 | Ⅷ 2子育て家庭等の生活の安定と自立への支援 | ②子どもの貧困対策の推進 | (2)生活の安定に資するための支援 | 地域子ども・子育て支援事業 | 再掲 (No.91) | 再掲 (No.91) | 市町が実施する全ての子育て家庭を支援するために必要な事業(延長保育事業、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業等)に要する経費を助成する(子育て世代包括支援センター事業を含む。) | こども政策課 |
| 321 | Ⅷ 2子育て家庭等の生活の安定と自立への支援 | ②子どもの貧困対策の推進 | (2)生活の安定に資するための支援 | 児童福祉施設整備補助(放課後児童クラブ) | 再掲 (No.92) | 再掲 (No.92) | 市町等が行う放課後児童クラブの整備に要する経費を助成する。 | こども政策課 |
| 322 | Ⅷ 2子育て家庭等の生活の安定と自立への支援 | ②子どもの貧困対策の推進 | (2)生活の安定に資するための支援 | 児童保護措置費(母子生活支援施設) | 再掲 (No.274) | 再掲 (No.274) | 母子自立支援施設措置等に要する経費を支給する。 | こども政策課 |
| 323 | Ⅷ 2子育て家庭等の生活の安定と自立への支援 | ②子どもの貧困対策の推進 | (2)生活の安定に資するための支援 | 母子・父子自立支援員配置事業 | 再掲 (No.269) | 再掲 (No.269) | 各健康福祉センターに母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭及び寡婦の自立に必要な情報提供、相談指導等を実施する。 | こども政策課 |
| 324 | Ⅷ 2子育て家庭等の生活の安定と自立への支援 | ②子どもの貧困対策の推進 | (2)生活の安定に資するための支援 | ひとり親家庭等日常生活支援事業 | 再掲 (No.277) | 再掲 (No.277) | ひとり親家庭等が、修学等の自立促進や疾病等により生活援助、保育サービスが必要な場合や、日常生活に支障が生じた場合に、家庭生活支援員を派遣し支援を行う。 | こども政策課 |
| 325 | Ⅷ 2子育て家庭等の生活の安定と自立への支援 | ②子どもの貧困対策の推進 | (2)生活の安定に資するための支援 | 子どもの居場所づくりサポート事業 | 再掲 (No.237) | 再掲 (No.237) | 市町が実施する支援の必要な子ども健全な成長と自立を促すための居場所づくりの運営に対し助成する。また、担い手を育成・支援する。 | こども政策課 |
| 326 | Ⅷ 2子育て家庭等の生活の安定と自立への支援 | ②子どもの貧困対策の推進 | (2)生活の安定に資するための支援 | 母子父子寡婦福祉資金貸付事業 | 再掲 (No.273) | 再掲 (No.273) | 母子、父子及び寡婦家庭の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の向上を図るため、各種資金の貸付けを行う。 | こども政策課 |
| 327 | Ⅷ 2子育て家庭等の生活の安定と自立への支援 | ②子どもの貧困対策の推進 | (2)生活の安定に資するための支援 | 退所児童等の社会的自立支援事業 | 再掲 (No.250) | 再掲 (No.250) | 児童養護施設等が組合員となり設立された「とちぎユースアファクター事業協同組合」において児童養護施設退所児童等に対する生活資金等の貸付事業を実施する。 | こども政策課 |
| 328 | Ⅷ 2子育て家庭等の生活の安定と自立への支援 | ②子どもの貧困対策の推進 | (2)生活の安定に資するための支援 | 社会的養護自立支援事業 | 再掲 (No.251) | 再掲 (No.251) | 引き継ぎ支援が必要な22歳までの児童養護施設退所者等に対し、生活相談、就労相談及び経済的支援を支援コーディネーターが統括して実施する。 | こども政策課 |
| 329 | Ⅷ 2子育て家庭等の生活の安定と自立への支援 | ②子どもの貧困対策の推進 | (2)生活の安定に資するための支援 | 就学者自立生活援助事業 | 再掲 (No.252) | 再掲 (No.252) | 自立援助ホームから大学等に就学する20歳到達後から22歳までの者に対する、生活費や資格取得費等の経済的支援を実施する。 | こども政策課 |
| 330 | Ⅷ 2子育て家庭等の生活の安定と自立への支援 | ②子どもの貧困対策の推進 | (2)生活の安定に資するための支援 | 身元保証人確保対策事業 | 再掲 (No.253) | 再掲 (No.253) | 子どもの児童養護施設等からの自立に際し、施設長等が就職時の身元保証人又は住居賃借時の連帯保証人となる場合、損害保険加入に必要な金額を県が負担する。 | こども政策課 |
| 331 | Ⅷ 2子育て家庭等の生活の安定と自立への支援 | ②子どもの貧困対策の推進 | (3)保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援 | 生活困窮者自立相談支援事業 | 再掲 (No.314) | 再掲 (No.314) | 生活困窮者の就労その他の自立に関する問題について相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行う事業を実施する。 | 保健福祉課 |

| No. | 施策の基本的方向 | 施策の展開 | | 事業名 | R2予算額 (千円) | R3予算額 (千円) | 事業内容 | 所管課 |
|-----|------------------------|--------------|----------------------------------|-----------------------|-------------------|-------------------|--|----------------|
| | | 取組の方向 | 主な取組 | | | | | |
| 332 | Ⅷ.2子育て家庭等の生活の安定と自立への支援 | ②子どもの貧困対策の推進 | (3)保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援 | 生活困窮者就労準備支援事業 | 6,234 | 6,234 | 複合的な課題を抱え直ちに就職することが困難な生活困窮者に対し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業を実施する。 | 保健福祉課 |
| 333 | Ⅷ.2子育て家庭等の生活の安定と自立への支援 | ②子どもの貧困対策の推進 | (3)保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援 | 生活保護制度 | 3,177,913 (一部) | 3,274,717 (一部) | 国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する。 | 保健福祉課 |
| 334 | Ⅷ.2子育て家庭等の生活の安定と自立への支援 | ②子どもの貧困対策の推進 | (3)保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援 | 母子家庭等自立支援給付金事業 | 再掲 (No.278) | 再掲 (No.278) | 母子家庭の母等の雇用の安定と就業促進を図るため、母子家庭等自立支援給付金(自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金)を支給する。 | こども政策課 |
| 335 | Ⅷ.2子育て家庭等の生活の安定と自立への支援 | ②子どもの貧困対策の推進 | (3)保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援 | ひとり親高卒程度認定試験合格支援給付金事業 | 再掲 (No.279) | 再掲 (No.279) | ひとり親家庭の親又は子が高卒認定試験の合格を目指す場合、対策講座受講費用の一部を支給する。 | こども政策課 |
| 336 | Ⅷ.2子育て家庭等の生活の安定と自立への支援 | ②子どもの貧困対策の推進 | (3)保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援 | 母子家庭等就業・自立支援センター事業 | 再掲 (No.268) | 再掲 (No.268) | ひとり親家庭等の生活の安定と福祉の向上を図るため、就業相談、就業支援講習、就業情報提供などの一貫した就業支援を実施するとともに、養育費の取り決めなどの専門相談を行い、ひとり親の自立支援を総合的に行う。 | こども政策課 |
| 337 | Ⅷ.2子育て家庭等の生活の安定と自立への支援 | ②子どもの貧困対策の推進 | (4)経済的支援 | 生活保護制度 | 再掲 (No.333) | 再掲 (No.333) | 国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する。 | 保健福祉課 |
| 338 | Ⅷ.2子育て家庭等の生活の安定と自立への支援 | ②子どもの貧困対策の推進 | (4)経済的支援 | フードドライブ等活動促進事業 | ゼロ予算 | ゼロ予算 | 未利用食品等の有効活用対策であり、困窮世帯等への食料支援に寄与するフードバンク活動の周知を行う。 | 保健福祉課 |
| 339 | Ⅷ.2子育て家庭等の生活の安定と自立への支援 | ②子どもの貧困対策の推進 | (4)経済的支援 | 高等学校等就学支援金支給事業費 | 3,510,014 | 3,510,014 | 高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るため、一定の収入額未満の世帯に対して就学支援金を支給する。 | 教育委員会 高校教育課 |
| 340 | Ⅷ.2子育て家庭等の生活の安定と自立への支援 | ②子どもの貧困対策の推進 | (4)経済的支援 | 高校生の奨学のための給付金事業 | 再掲 (No.300) | 再掲 (No.300) | 授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる低所得世帯を対象に給付金を支給する。 | 教育委員会 総務課 |
| 341 | Ⅷ.2子育て家庭等の生活の安定と自立への支援 | ②子どもの貧困対策の推進 | (4)経済的支援 | 高等学校等修学奨励事業 | 再掲 (No.301) | 再掲 (No.301) | 進学意欲がありながら経済的理由により高等学校等での修学が困難な者に対し、奨学金を貸与する。 | 教育委員会 総務課 |
| 342 | Ⅷ.2子育て家庭等の生活の安定と自立への支援 | ②子どもの貧困対策の推進 | (4)経済的支援 | 児童扶養手当費 | 再掲 (No.283) | 再掲 (No.283) | 生活の安定と自律を促進し、児童の福祉の増進を図るため、児童扶養手当を支給する。 | こども政策課 |
| 343 | Ⅷ.2子育て家庭等の生活の安定と自立への支援 | ②子どもの貧困対策の推進 | (4)経済的支援 | ひとり親家庭医療対策費 | 再掲 (No.284) | 再掲 (No.284) | ひとり親家庭の生活の安定を図るため、医療費の自己負担分の一部を助成する市町に対し、助成額の1/2を補助する。 | こども政策課 |
| 344 | Ⅷ.2子育て家庭等の生活の安定と自立への支援 | ②子どもの貧困対策の推進 | (4)経済的支援 | 母子家庭等就業・自立支援センター事業 | 再掲 (No.268) | 再掲 (No.268) | ひとり親家庭等の生活の安定と福祉の向上を図るため、就業相談、就業支援講習、就業情報提供などの一貫した就業支援を実施するとともに、養育費の取り決めなどの専門相談を行い、ひとり親の自立支援を総合的に行う。 | こども政策課 |
| 計 | | | | | 67,074,094 | 63,762,898 | | |

※ 予算額の計は、「再掲」、「ゼロ予算」及び「(予算額の)一部」を除いたものです。